

WTO 農業交渉と東アジアにおける農産物・食料貿易

——「東アジア共通農業政策」にむけての論点整理——

Agricultural Trade Negotiations in WTO and the Development of Agro-food Trade in East Asia: Agendas for "Common Agro-Policy Framework"

毛利良一
Ryoichi MOHRI*

Abstract

This article focuses on the negotiations of agricultural issues at Doha Round of WTO (World Trade Organization) and the international trade of agricultural products and food among East-Asian Countries.

The first part covers the recent trend of world agriculture production and international trade. Among the important points are the Japan's lowest self-sufficient ratio for grain and its world's largest importer of food. The remarkable change of "food system" in Japan is shown.

The second part examines the debates on the agricultural trade liberalization in the WTO including the exporters' attacks and importers' defenses. Focal points are reduction of various kinds of protection, "multifunctionality" of agriculture and "food security".

The third part analyses the progress of FTA Programs of agricultural trade liberalization among ASEAN and Japan, China, and Korea. Big difference in economic development in the region needs soft and gradual liberalization with exceptional rules.

The last part describes the would-be necessiated measures for the coming common agro-policies in the East-Asian countries.

キーワード：WTO（世界貿易機関）、農業交渉、東アジア FTA、ドーハ・ラウンド、農業の多面的機能、食料安全保障、農産物・食料貿易、フードシステム、東アジア共通農業政策

* Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University
URL:<http://mihama-w3.n-fukushi.ac.jp/ins/mohri>

目次

はじめに

世界の農業・食料問題の状況

- (1) 日本の食料自給率の低下と農産物の輸入大国化
- (2) 世界農産物貿易の推移
- (3) フードシステムの変化

WTO 農業交渉をめぐる争点と構図

- (1) GATT/WTO における農業交渉の系譜
- (2) WTO ドーハ・ラウンドの主要争点と主要グループの主張
- (3) 農業の多面的機能と食料安全保障

東アジア FTA と農産物・食料貿易

- (1) 中国 = ASEAN 間の FTA と農産物貿易
- (2) 日本 = ASEAN 間の FTA と農産物貿易
- (3) 日中韓の農産物貿易

「東アジア共通農業政策」構想にむけて —— むすびにかえて

はじめに

「東アジア共同体構想」「東アジア FTA」「東アジア経済連携」などをタイトルに冠した書物、論文が学界や論壇を賑わせている。筆者も月刊誌の依頼で、「東アジア経済連携はどこまで進展しているか」と題する小論を寄せた(毛利良一, 2006)。そこでは、まず、なぜ今日そうした議論が盛んになってきたかについて、アジア通貨・金融危機や WTO (世界貿易機関) 交渉の難航などの要因を考察した。続いて、日本と韓国、中国をはじめとする東アジア諸国との工程間分業を基礎とする経済統合の進展の実態、東アジア域内貿易および直接投資の拡大とその中で中国のアブソーバー機能の拡大、アジア危機以降における通貨・金融面での通貨スワップや債券市場育成への域内協力の進展などを検討した上で、なお東アジア地域全体としてアメリカ向け輸出に依存した経済発展構造、そして増大するドル建て外貨準備の運用をアメリカの金融資産に委ねる構造が継続・拡大しており、自立した東アジア経済圏の形成には程遠いことを論じた。また東アジア経済連携の課題として、機能別協力の重要性と段階的制度化を指摘した。しかし東アジア諸国の農業問題、農産物貿易および農業政策、エネルギー、外交・軍事面については触れることができなかった。経済発展段階が諸国間で大きく異なり、農業の比重が高い国を多く抱えるアジアでの経済連携では、農産物貿易、そしてその背後にある農業政策での合意と利害調整で重要となる農業・農産物貿易問題抜きに、展望を語ることはできない。しかし東アジアに限らず農産物貿易問題は、1995年 WTO の登場によって農産物も貿易ルールの中に組み込まれることとなり、その後のラウンドにおける農業交渉によって、「例外なき関税化」「補助金削減」が図られてきたものの、各国の利害が複雑に錯綜するため、交渉は一筋縄では進捗していない。本稿では、東ア

アジア経済連携における共通農業政策形成の可能性をも展望するための準備作業として、世界の農業および農産物貿易の動向を概観し、WTO 農業交渉の主要論点を整理しつつ、東アジアの FTA (自由貿易協定) において農業・農産物貿易がどのように取り組まれてきたかを検討する。これが第 1 の課題である。

第 2 の課題は、地球規模イシューの視点にもとづく。国連ミレニアム開発目標 (MDGs) は、ターゲット 2 において、2015 年までに途上国の飢餓人口の半減をめざすとしている。これには、途上国における食料増産と貧困層にも必要カロリーが届く配分政策、貧困層の農業外所得の増大策が求められる。WTO 農業交渉は農業生産力の拡大を促す国内支持政策を認めないことによって、この目標に背馳するのではないかという疑問がある。また MDGs はターゲット 9 において、持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し回復を図ることをうたっているが、WTO ではこれに関連して農業の多面的機能を主張する諸国とこれに消極的な諸国との対立がある。また食料の安全性をめぐる、安全性基準の強化を求めるグループと、安全性強化は口実にすぎず貿易拡大を阻害するものだとするグループの間で対立がある。こうした問題を視野に入れながら、東アジアの農業・食料貿易とその基底にある問題について、問題状況を整理しておきたい。

ところで農産物貿易、共通農業政策への展望を含めて論じた東アジア経済連携論は、必ずしも多くない。筆者は不勉強にして、渡辺利夫編 2004、山下一仁 2004、谷口誠 2004、鈴木宣弘 2005、ぐらいしか知らない。これまで東アジア FTA や経済連携論において農業問題があまり取り上げられなかったのは、FTA 論や WTO 農業交渉論が、工業貿易や直接投資を中心とする国際経済研究に偏っていたり、各国農業の実態とかけ離れた比較生産費説にそった静態的自由貿易論であったり、農業生産者サイドに立った保護政策の主張であったりして、政策論として議論のかみ合う場が少なかったからであろう。しかし EU 経済統合の歴史を見ても共通農業政策は不可欠の推進力として重要であった。WTO 新ラウンドの交渉において閣僚会議が決裂してなかなか進捗しないのは、投資ルールやサービス貿易など新分野で先進国と途上国の利害が一致しないことにもよるが、人口の多くが影響を受ける農業交渉もまた利害が錯綜し一致点を見出すことが難しいからである。そして WTO での多国間交渉難航が、各国を 2 国間または複数仲良しグループによる FTA に駆り立てているのである。日本は輸入制限や高率の関税などの国境措置によって、国内農業を保護してきた典型例のようにみなされて、またそれが WTO や東アジア FTA での消極姿勢につながっているとされてきた。この問題も少し掘り下げてみたい。

小論では、まず世界の農業・食料問題の状況から検討を始める。ポイントは、日本の食料自給率の低下と農産物輸入大国化、世界農産物貿易の推移、フードシステムの変化の 3 点である。次に WTO 農業交渉をめぐる争点と構図を考察する。GATT ウルグアイ・ラウンドと WTO における農業交渉の系譜、WTO ドーハ・ラウンドの主要争点と主要グループの主張、そこでの重要論点である農業の多面的機能と食料安全保障について検討する。3 つ目に、東アジア FTA と農産物・食料貿易について考察する。中国と ASEAN、日本と ASEAN、日中韓の農産物貿易につ

いて実態を整理する。ここでアメリカとの関係についても考察する。「最後に東アジア共通農業政策」構想を展望して、結びとする。

世界の農業・食料問題の状況

(1) 日本の食料自給率の低下と農産物の輸入大国化

食料自給率の低下

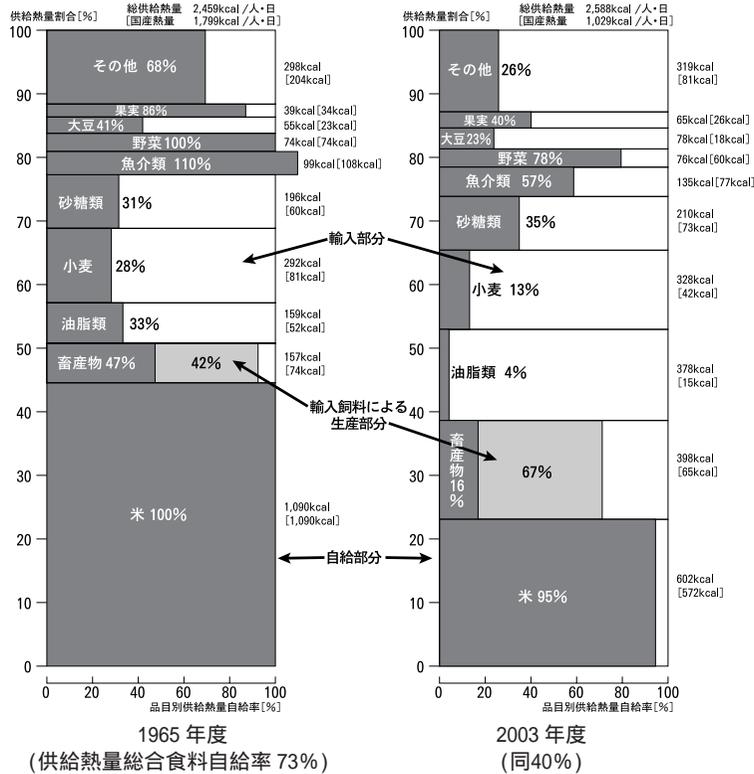
日本人の平均寿命が長い理由のひとつとして、食生活の栄養バランスの健全性が指摘される。しかしそれを支える日本の農業・食料生産に関しては重苦しい現実が覆っている。食料自給率の低下と食料輸入の増大、長期にわたる減反政策とそれともなう休耕田や耕作放棄の増大、農業人口の減少と高齢化そして後継者難、食の安全性への信頼を揺るがす感染症や偽装などである。

最初に食料自給率の低下を取り上げよう。穀物自給率、供給カロリー自給率、生産額ベースの総合食料自給率など、いくつかの指標がある。生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資である穀物に注目した穀物自給率については、国連食料農業機関 (FAO: Food and Agricultural Organization) の *Commodity Balances* をもとに農水省が試算した国際比較がある。2002年の日本は28%にまで低下しており、50%を割っているのは、OECD加盟国ではポルトガル33%、韓国30%、オランダ25%、アイスランド0%のみであり、ほかでは中米やアフリカの低所得国、太平洋やカリブ海の島嶼国に限定される。OECD主要先進国は、オーストラリア198%、フランス186%、カナダ120%、アメリカ119%、ドイツ111%、イギリス109%とこの間軒並み自給率を増大させて100%を超えており、輸出余力をもつに至っている(農水省統計)。

供給カロリー自給率では、日本は1965年の73%、70年の60%から2004年の40%に低下している。対照的にケアンズ・グループ(後述)のオーストラリアは230%、カナダは120%と高い比率を保持し、アメリカが119%、フランス130%と100%を超えているが、ドイツ91%、イギリス74%は自給できていない。ただし1970年の自給率はフランス104%、ドイツ68%、イギリス46%であったが、農政改革で上げてきたのである。図表1は、1965年と2003年の日本の供給カロリーの構成変化と品目別カロリー自給率を比較したものであるが、構成においてコメや小麦の消費が減り、畜産物や油脂、魚介類が増えていること、砂糖類を除くすべての項目において自給率が低下していることがわかる。なお農水省は、生産活動をより適切に反映するためとして、2004年度に生産額ベースの食料自給率70%の数字を発表しているが、国産食料と輸入食料の価格差があらわれたものと考えられる。

食料自給率の低さと食料輸入量の多さは、国境の高い防波堤と国内での手厚い価格支持政策に支えられた農業保護大国であるという見解が、すべてではないにせよ間違っていることを物語る。日本の農産物輸入関税が高いとしてしばしば引き合いに出されるのは、GATTウルグアイ・ラウンド合意の「例外なき関税化」により関税割当が適用されたセンシティブ品目の枠外税率(重量税)である。コメ490%、小麦210%、大麦190%、脱脂粉乳200%、バター330%、でん粉290

図表1 供給熱量の構成の変化と品目別カロリー自給率



資料：農林水産省「食料需給表」

出所：農林水産省「我が国の食料自給率」2004年9月

%, 雑豆 460%, 落花生 500%, こんにゃく芋 990%, 生糸 190%となっており, 確かに国際水準に比べて高い。しかしアメリカ, カナダ, EUなども乳製品では高い関税率を維持して国内酪農業を保護している。また日本の農産物の平均関税率は12%であり, 米国の6%よりは高いが, スイスの51%, 韓国の62%等に比べてはもちろん, 農産物輸出国であるEUの20%, タイの35%, アルゼンチンの33%よりも低い。農産物の平均関税が12%ということは, 米, 乳製品, 肉類といった最もセンシティブな(最重要)高関税品目を除くと, 野菜の3%に象徴されるように, 他の農産物関税はかなり低いことを意味する。多くの野菜等は, WTOやFTA以前の問題として, すでに韓国や中国との激しい競争にさらされているのである(鈴木宣弘, 2005, pp. 36-37)。

ただ, WTO協定受入れによる「例外なき関税化」を避けるために, 95年コメの「ミニマム・アクセス」を採用したが, 消費者の嗜好が輸入米に向かわず一部を廃棄せざるを得なくなり, 99年4月からは関税化も受入れ, 二重苦を味わうことになった。これに象徴されるように, 農業の将来ビジョンの明確化を怠り, 稲作関連で6兆円の助成金を出して改革を先送りし, 結局は農業自由化の流れに抵抗できず妥協する, ということを繰り返してきたために, 日本は農業保護国のレッテルを貼られることになったのである(谷口誠, 2004, pp. 156-162)。

世界一の食料輸入大国化

世界一の食料輸入大国化は、世界最速の食料自給率低下の別の表現である。米飯、魚、野菜、味噌汁、お茶を中心とする日本人の食生活は、第2次大戦後のアメリカの対日食料援助を通して、パン、肉、スープ、コーラなどに大きくシフトした結果、食材もアメリカからの輸入が増大することとなった。日本の農業は、土地資源に恵まれた欧米先進国の農業と異なり、土地資源の強い制約を受け、また多様な気象条件と土地条件を反映して、地域性に富むものであった。高度成長期に、輸入が急増した土地利用型農業の生産物である小麦や大豆、トウモロコシなどの飼料用穀物、でん粉用の甘藷などの生産がいちじるしく縮小した。

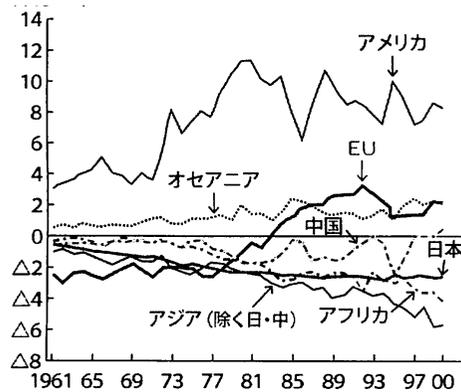
農産物・食料の輸入増大を歴史的に追ってみると、まず、1961年農業基本法による「選択的拡大」により、大豆や麦、菜種、イモ類などから野菜や果樹、畜産への転換が進行した。60年の「貿易為替自由化計画大綱」にもとづき、61年に大豆、生鮮野菜、油粕、綿花、羊毛などが輸入自由化（輸入制限品目からの解除）され、さらに60年代前半の第1次自由化で、バナナ、レモン、粗糖など31品目が自由化された。1970年前後の第2次自由化では、ぶどう、マカロニ、植物油、ハム、ベーコンなど50品目の輸入自由化がおこなわれた。また第2次資本自由化では飲食業の自由化が盛り込まれ、マクドナルドなど外食産業が輸入食材を軸に急展開することになった。1980年代には、85年プラザ合意による円高の急速な進行は輸入品の増大と開発輸入の強化をもたらし、野菜・冷凍野菜の輸入を増大させた。また日米貿易摩擦の激化の中で、1988年には牛肉・オレンジの自由化、農産物12品目の自由化を受け入れた。農産物・畜産物に比較優位を持つアメリカはGATTウルグアイ・ラウンドにおいて、WTO設立交渉をリードし、1995年、コメを含むすべての農産物の自由化による輸入農産物のさらなる増加に道を開いた（小倉、2003、pp. 169-173）。

その結果、1984年以降、日本は世界一の食料輸入大国となった。1998年には食料輸入額232億730万ドル（世界の7.5%）、水産物128億2700万ドル（同24%）、合計360億ドルを記録し、第2位アメリカ330億、第3位ドイツ303億をしのいだ。輸入相手国別では、米国26.5%、中国14.1%、オーストラリア7%、カナダ6%で、上位4カ国が合計で53.6%を占めた（2001年）。米国からの輸入が第1位であったのは、トウモロコシ、牛肉、豚肉、大豆、牛くず肉、小麦などであり、飼料用トウモロコシの97%、大豆73.8%、小麦52.3%、牛肉46%、くず肉80%を米国に依存し、日本人の食生活は米国の輸出政策次第となる危惧が生じてきている。対米農産物輸入は日本の農産物全輸入額の4割前後を維持してきた。生鮮野菜は中国が第1位で、鶏肉はタイ、ブラジルが競っている（JETRO『アグロトレード・ハンドブック』各年版）。

農耕地と仮想水の海外依存、フードマイレージ

食料の輸入大国化の進行によって、日本が国内に保有している耕地面積、実際の作付面積をはるかに上回る海外の農耕地に依存する状態が作られてきている。2003年の国内耕地面積は、田259万ha（実際の作付けは167万ha）、畑214万ha、合計474万haであるが、海外に依存し

図表 2 主要国・地域の穀物純輸出量推移



資料：FAOSTAT

出所：石田信隆，2004b, p. 5.

ている作付面積は、小麦 242 万 ha、トウモロコシ 215 万 ha、大豆 189 万 ha、その他作物 294 万 ha、畜産物、(飼料換算) 250 万 ha、合計すると国内の 2.5 倍にあたる 1200 万 ha と試算されている (日本生協連, 2005, p. 65)。このことは、とりもなおさず地球規模で水資源管理が深刻化するなかで、農産物の輸入を通して日本が大量の仮想水を吸い上げていることを意味する。2000 年の総輸入量は 640 億 m^3 /年に達し、日本国内の年間灌漑用水使用量 590 億 m^3 /年を上回るという試算もある (小倉, p. 190)。

また遠距離から大量の農産物を運搬輸入することによって増大するいわゆるフードマイレージ (輸入相手国別の食料輸入量 \times 輸出国から輸入国までの輸送距離) は、韓国の 3.4 倍、米国の 3.7 倍にのぼり、化石燃料の消費を増大させることによって地球温暖化に大きな負荷をかけているとの批判もある (小倉, pp. 132-135)。

(2) 世界農産物貿易の推移

先進国による農産物輸出

パクス・ブリタニカの古典的帝国主義の時代の世界貿易は、先進国は工業製品を輸出し途上国は一次産品を輸出するという垂直分業型貿易が、ひとつの典型として描けたかもしれない。しかし今、モノカルチャー型熱帯産品を別とすれば、穀物など農産物の主要輸出国はアメリカ、EU、オーストラリアなどの先進国であり、アジアやアフリカの途上国が輸入国となっている (図表 2)。とりわけ小麦、トウモロコシ、大豆など土地集約型農産物の生産では、ヨーロッパからの移民によって新しく開発されたアメリカやオーストラリアといった国々においては、自然資源が豊富であるうえに、農業機械や肥料、農薬の投入によって生産性が増大した。

さらに GATT の貿易交渉において、1986-94 年のウルグアイ・ラウンドで農産物について包括的貿易ルールにくくられることになったが、それ以前は強者の利害を反映させた例外規定が

かり通っていた。1940年代から60年代のケネディ・ラウンドに至るまでのラウンドでは工業製品の関税引下げ、70年代の東京ラウンドでは関税に加えて非関税障壁の除去が課題となり、貿易自由化が進捗したが、農産物については1955年に酪農品以外の広範な品目について、アメリカに対し期限無制限で輸入制限を許可するウェーバーが認められていた。また工業製品に対する輸出補助金は1957年から全面禁止になったが、農産物輸出補助金については引き続き許容された。補助金を使って農産物輸出を維持拡大しようとするアメリカの意向が反映されたからであるが、生産者・輸出国の生産効率と販売努力よりも、資金力と国家財政規模が国際農産物市場における成功の可否を握ることになったのである。さらに1958年に創設されたEECは、対域外共通関税および共通農業政策の下での可変課徴金を設定して、農産物輸入地域から輸出地域に変貌する道をたどる。こうして世界の農産物貿易は、先進国からの大幅な輸出超過が定着することになったのである(石田信隆, 2004b)。

途上国の純輸入国化

他方、発展途上国は近年ますます食料の純輸入国となってきており、多くの国々が農産物輸出入で赤字を拡大する傾向にあり、FAOはこの傾向が、たとえOECD諸国による政策関与が低減したとしてもなお多くの途上国で持続すると予測している。農産物輸出は、全体としては途上国からの輸出総額の10%以下、後発開発途上国(LDC)の場合は20%以下となっているが、いくつかの国が農産品輸出に大きく依存したまま残っており、これらの国は農産物の価格変動と気象変動リスクに対する抵抗性をもっていない。過去20年の間、世界農産物輸出における途上国のシェアは低下しており、世界食料輸入におけるこれら諸国のシェアは増大している(FAO, 2005)。

食料生産の停滞と分配の不公平による途上国の飢餓問題はなお深刻な状況にある。アジア・太平洋で5億人、中南米で5300万人、近東・北アフリカで4100万人、サブサハラ・アフリカで1億9800万人が飢餓に苦しんでいるとFAOは推計している。飢餓人口の総人口に占める割合は、途上国全体では17%であるが、サブサハラ・アフリカでは33%にのぼっている。飢餓人口は最近10年増加に転じており、2015年までに半減させようという国連ミレニアム開発目標の達成は風前の灯である。これまで収穫面積が横ばいしないし微減傾向にある。穀物生産量の伸びは多収量品種、灌漑、化学肥料、農薬の普及、機械化など、いわゆる「緑の革命」に支えられてきたが、近年フィリピンやインドネシアがコメの輸入国に転じるなど、かげりも出て来ている。これからの人口増加に対応した食料増産の可能性については、世界の農業生産の環境から考えると、土壌流失、水資源制約、森林伐採の限界等から、制約条件が強まるとの懸念がある。このようなことを踏まえれば、短期的な市場競争力を基準に農業生産の淘汰を図るのではなく、可能な限り途上国の自給基盤強化と農業生産の持続的な発展が必要であるが、後に見るようにWTOの議論は、生産拡大的措置を廃止させる方向が主流となっており、地球的課題への地道な取組みに背を向けるものとなっている、と言わざるをえない。

アグリビジネスと遺伝子組換え食品

農業の工業化プロセスが進展してきた。ひとつは、農業生産過程の各要素を分断して工業的生産過程に組み込み、農業機械、化学肥料、農薬、商品種子を農業へ再投入する「専有主義 appropriationism」によって、2 つには、動植物原料の多様化、原料成分の科学合成品への代替により、特定の動植物原料へ依存した硬直的な需要構造を克服するとともに、原料の個別性に制約されない均質な製品の安定的な供給を可能にする「代替主義 substitutionism」によってである(久野秀二, 2001, p. 74)。

この過程を具体的に体现したのは、科学技術の発達を応用した畜産=飼料複合体と加工食品複合体である。「緑の革命」など多収性のハイブリッド技術は、農家の農業生産財の投入と毎年種子の購入を必要としたことから、農業機器や種苗部門に大きな収益をもたらした。また加工食品複合体は、砂糖の異性化糖やパーム油の大豆油・菜種油への代替などの途上国熱帯産品から先進国温帯産品への原料シフト、トマトやオレンジ、ジャガイモなどから加工用青果物の生産からケチャップなど加工食品の製造に至る商品連鎖、冷凍濃縮果汁部門や冷凍野菜部門の伸長による大規模・遠距離流通、大豆タンパク質の工業利用などを進め、食料の生産・消費の国際的諸関係を大きく変革した(久野, pp. 75-76)

またカーギル社など多国籍アグリビジネスの企業内貿易と現地生産・消費の戦略もまた、大きな変革要因である。現地で生産した農産物や加工食品の現地での販路を拡大するため、当該途上国に固有の伝統的な食料消費構造を解体し、アメリカ型食生活へ誘導する“販売作戦”を、マスメディアをも動員して展開してきた。M&A(合併・買収)を梃子にした国際的多角化・コングロマリット化した代表的企業であるカーギル社は、自社が買い付けた飼料穀物を自社ないし子会社で配合飼料に加工し、その飼料を自社フードロットで肉牛に与えて肥育し、仕上がった肉牛を直営屠殺場ついで食肉加工施設で加工処理して枝肉や製品に完成、これを自社関連スーパーマーケットに搬送し、販売するのである(中野一新, 2001, p. 29)。

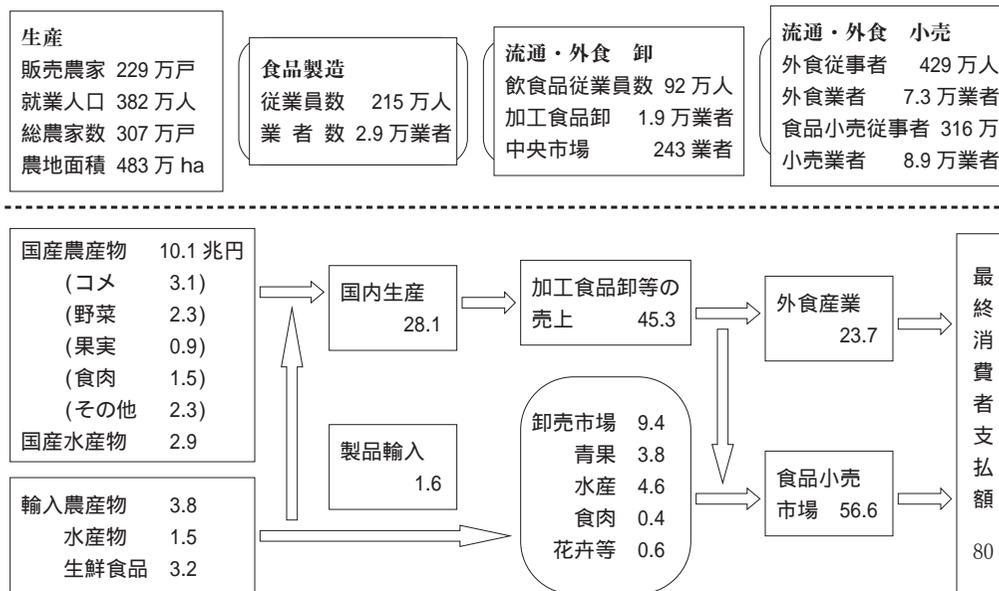
最近の動きで見落とせないのが、農業バイオテクとくに遺伝子組み換え(GM)技術である。1996年に本格化し、米国での作付け割合は、2000年に大豆54%、トウモロコシ25%、綿花61%となった。2002年には16カ国で遺伝子組換え作物の商業栽培が行われ、その上位4カ国(作付面積)は、米国66%、アルゼンチン23%、カナダ3.5%、中国2.1%であった。主要栽培作物(作付面積)は、大豆36.5%、トウモロコシ12.4%、綿6.8%、菜種3%である。日本は遺伝子組換え食品の商業栽培を行っていないが、加工食品業界は原料として海外からの輸入品に依存している。また飼料として家畜に投与された後、畜産物を通して人体に摂取される場合が増えている。

遺伝子組換え食物が世界の飢餓をなくすための解決策になるかどうかについては、久野は

飢餓問題の根本原因は、生産不足ではなく食料へのアクセス(貧困と不平等)の問題である

途上国の自給基盤強化が必要だが、GMは先進国農業の市場性の高い作物に集中している

図表3 食の生産・フローチャート (2000年)



資料：農水省
 出所：柴田明夫，2004

開発技術や検証技術の未熟な段階での商品化は、生物多様性の中心地に影響する、と批判的である (久野, pp. 85-86).

(3) フードシステムの変化

日本における農業生産者の地位の低下とアグリビジネスの拡大は、フードシステムの変化として現れている。

明治から1960年まで不変の3数字と言われた農地600万ha、農家戸数600万戸、農業就業人口1400万人はいずれも大きく減少した (山下一仁, 2004, p. 3)。農林水産業の就業人口は2000年には382万人に、農地面積もピークの1961年の609万haから483万haに減少した。新規に100万haが造成されたが、230万haが他用途への転換、耕作放棄となった。1960年に国民所得の10%を占めた農業の比率は1%に低下した。1億2000万を超える人口の胃袋を満たしているのは、食料の直接的生産者である農漁民だけでなく、フードシステムの構造変化の進展によって役割の増大した食品製造業者、流通・外食業者なども含まれる。図表3は、食料が、生産者から食品製造業者、流通・外食産業をへて、最終的に消費者にわたるまでのシステムをフローチャート化したもの (柴田明夫, 2004) を応用させてもらった。

飲食料最終消費支出額80兆円のうち、国内農業生産10.1兆円、国内漁業2.9兆円に対して、食品製造業の国内生産額は28.1兆円 (就業人口215万人)、加工食品卸等の売り上げ45.3兆円、

卸売市場 9.4 兆円（従業員数あわせて 92 万人）、外食産業 23.7 兆円（429 万人）、食品小売市場規模 56.6 兆円（316 万人）の数字が示すように、就業人口においても生産額・取引額においても製造加工、流通・外食などの役割が飛躍的に拡大してきた。こうしたなかで農業・食料政策において、農漁民を対象にした従来型の国内農産物の保護政策を続けることに対しては、経団連（現日本経団連）などの経済団体や農産物の需要者である食品製造業などからの強い批判を生んできた。輸入制限や関税などの国境措置による農産物の価格支持制度が原料農産物の内外価格差を拡大させ、製造コストに占める原材料費率の高い食品製造業の経営を圧迫し、企業の体力低下や食品工場の海外移転を促し、食品産業の空洞化を助長しているといった批判である（下渡敏治，2004）。日本生協連も、高関税による内外価格差を維持するコストの消費者負担の割合が 9 割に達するとして関税率の削減や、株式会社や生協の農業への参入を求めるなど、踏み込んだ意思を表明するとともに、生産者から消費者までをつなぐトレーサビリティシステムや高い品質を維持する仕組みづくりの担い手として、中間流通業の改革者としての役割を自負している（日本生協連，2005）。

現実世界の急速な変化は認識方法にも変化をもたらす。従来の農産物の生産者を基点とする農業経済学に対して、それをアンチテーゼとして、食料が最終消費者に届けられるまでのシステム全体を捉えようとする「フードシステム・アプローチ」が台頭してきた。フードシステム学会会長生源寺眞一は 3 つの定義を紹介しているが、そのうち高橋正郎編（1997）による定義は以下のとおりである。すなわち、今日の「食」を理解するために、「川上」の農漁業から、「川中」の食品製造業、食品卸売業、「川下」の食品小売業、外食産業、その最終消費者である「みずうみ」にたとえられる食料消費をつなげ、さらにそれに影響を与える諸制度、行政措置、あるいは各種の技術革新などを含めて、その全体を一つのシステムとしてとらえようとする。「川上」から「みずうみ」に至るいずれの構成主体にも主軸を置くことなく、客観的な立場から、全体を一つのシステムとしてとらえようとするところに特徴がある（生源寺眞一，2003a，pp. 205-207）。

WTO 農業交渉をめぐる争点と構図

東アジアにおける農業・農産物貿易を含めた FTA や経済連携の検討は、難航している WTO 農業交渉の考察を前提とする。WTO 農業交渉での主要な争点に対して、主要国がどのような主張を行っており、東アジア諸国のスタンスがどのような相関関係にあるか、を見ておく必要があるからだ。GATT/WTO における農業交渉の系譜、WTO ドーハ・ラウンドの主要争点と主要国の主張、農業の多面的機能と食料安全保障の順に見ていく。

(1) GATT/WTO における農業交渉の系譜

GATT ウルグアイ・ラウンド

GATT は工業製品貿易では、関税引き下げ、非関税障壁の除去では大きな成果を上げ、自由

貿易の拡大に貢献したが、農業に関しては自国の輸入制限と輸出補助金を維持できるようアメリカが要求して認めさせた特例規定をもっていた。途上国にも配慮する必要はあったが、農業保護を行っているのは先進国であることから、農業交渉はウルグアイ・ラウンド（UR）まで基本的には先進諸国間の交渉であった。農業交渉の構図は、輸出国としてアメリカのほかカナダ、オーストラリア等のケアンズ・グループ諸国があり、輸入国として日本のほか韓国、スイス等が対抗し、ECがこの中間に位置した。

1986～94年のウルグアイ・ラウンドは包括的かつ野心的な交渉であった。GATTは物の貿易のみを対象としたが、ウルグアイ・ラウンドの結果出現したWTOはルールの明確でなかった農業のほか、あらたにサービス貿易、知的財産権の保護も取り込むとともに、アンチ・ダンピング、貿易関連投資等についてのルール化、紛争処理手続きの強化が図られることとなった。70～80年代に日本やEEC、それに新興工業国・地域の追い上げを食らって相対的地位を低下させたアメリカが、自国の比較優位部門の国際ルールを設定することによって巻き返しを図ったのである。

そのほか、WTOは次の特徴をもった。

GATTの暫定的協定から正規の事務局組織と司法機能を有する国際機関へ昇格した

WTO協定は各国の国内の法律、規制および行政手続きのすべてに優越する

ネガティブ・コンセンサス方式（全員が反対しない限りは可決）

投票で選ばれない通商代表が立法権だけでなく紛争処理に関して司法権ももつ

「江戸の敵を長崎で討つ」式の異部門間報復方式の採用が認められる（田代洋一，1998，pp. 13-14）

WTO 農業諸規定

GATTウルグアイ・ラウンドの交渉を経て、1995年に創設されたWTOの農業に関連する諸規定はつぎの内容を持つことになった。外務省資料（2002年2月7日）と田代洋一（1998）に依拠して要約する。

市場アクセス（関税率の設定、アクセス水準の設定）

a) 包括的関税化の原則。全品目で平均36%、1品目につき最低15%の関税を従来の関税率から引き下げる。

b) ミニマム・アクセス：これまで輸入実績のなかった品目につき、1年目3% 6年目5%の輸入機会を与える（1年に0.4%ずつ増加）。

これにより、輸入数量制限、可変輸入課徴金、最低輸入価格、裁量的輸入許可、国家貿易企業による非関税措置、輸出自主規制などの措置がすべて禁じられ、関税相当量に転換するものとした。

国内助成の削減（国内で交付できる補助金を生産から切離す=デカップリング）

1986～88年の産品ごとのAMS（Aggregate Measurement of Support：助成合計量、内外価格差×対象農産物生産量+削減対象補助金の合計）を6年間で20%削減する。

- ・補助金を生産刺激性が高いかどうかの基準で、「黄」「青」「緑」の3種類に分類し、最も貿易歪曲的な「黄」の政策には、市場価格支持や不足払いなどが含まれる。
- ・「青」は、直接支払いのうち、生産調整など特定の要件をみたまもの（UR では削減対象外）。
- ・削減対象から外される「緑」の政策としては、研究や病害防除のための一般サービス、食料安全保障のための公的備蓄、生産に関連しない所得支持（decoupled income support）、構造調整援助、環境に係る支払い、（条件不利）地域援助に係る支払いなどがあげられている。

輸出競争（農産物輸出に対する補助金、輸出信用に関するルール）

輸出補助金は1986～90年を基準として6年間で金額を36%、数量を21%削減する。

衛生植物検疫措置の運用に関する協定（SPS）では、食品規格委員会（コーデックス・アリメンタリウス委員会）などの国際機関が作成した国際的な基準・指針・勧告にもとづいて加盟国間で調和の取れた措置をとる。

補足すると、の「例外なき関税化」に関して日本は、コメの関税化を先送りしてミニмум・アクセスの特例措置を認められたが、消費者の嗜好が輸入米に向かわず在庫が増大するという事態を招いたため、99年からは関税化に移行した。関税化が遅れた結果消費量の5%のミニмум・アクセスが7.2%に引上げられた。これを引き下げるためにはアメリカ、オーストラリア、タイ等に代償を払わなければならないとされた。ミニмум・アクセス米については、国が輸入国、数量、用途（国内需給に影響のないよう援助用、飼料用、加工用むけ）等を決めている一般輸入米と、輸入業者と国内卸売業者が共同で入札を行うSBS米（業務用主食米）に分かれており、前者が90%を占め、米国、タイ、豪州、中国から、後者は米国、中国からの輸入が多い（清水徹朗，2004a）。ウルグアイ・ラウンドの反省として、「1粒たりとも米は入れないとか関税化反対というドグマやスローガンが交渉者をがんじがらめにした」ことを強調する山下一仁は、米と異なり、乳製品は関税化したことにより有利な条件を確保した、と述べている（山下，p. 101）。

国内助成の削減については、論者によって意見が異なる。農水省のAMS水準の日、米、EUの各国比較では、貿易・生産への影響があると位置づけられる「黄」の政策について、我が国は農政改革によりすでに約束水準の19%まで削減したとしている。1997年度の3兆1708億円のAMSは99年に7478億ドルに減少し、これは2000年約束水準の19%の超過達成である。これに対しアメリカは1兆8172億円で約束水準の88%、EUは5兆9186億ドルで71%であり、日本は農業保護削減に積極的な国になった、という（農水省、「WTO 農業交渉をめぐる情勢」2004年4月）。鈴木宣弘（2005）も同じ図表を掲げて、同様の主張をのべる。これに対して山下一仁は厳しく批判する。ウルグアイ・ラウンド合意受入れ後食糧管理法が廃止されたこととともない、行政価格であるコメの政府買入れ価格（生産者米価）が廃止され、AMSの7割を占めていたコメの行政価格による内外価格差相当分が消滅したからであり、農政改革というより単なる制度変更の結果だと言う（山下，pp. 104-105）。

アメリカ，EUの農政改革

この間の農政改革の動きについては，アメリカ，EUは直接支払いへ保護政策を切りかえている．山下一仁に依拠して，要約的に整理しておく．アメリカは1996年農業法で生産制限計画および不足払制度を廃止し，不足払制度に換えて7年間で限度とした緑の政策である直接固定支払いを導入した．ただし農家はローンレートによる農産物の最低価格保証は維持されており，新たに固定支払いが受けられることになった．2002年農業法では，今後10年間に従来型の1000億ドルの価格関連支援に加え，735億ドルの追加農業予算の支出を決め，7年間で終了予定であった直接固定支払制度は継続することとした．さらにCCP (Counter Cyclical Payment：価格変動型支払い) を新たに導入し，小麦，トウモロコシ，ソルガム，大麦，コメ，大豆，綿花などを対象品目として，過去の作付けにもとづく補償を行うこととした．廃止されたはずの不足払いの事実上の復活といわれる (山下，pp. 115-117)．

EUの農業政策は，1992年のマクシャリーによる共通農業政策によって消費者負担型の農政から納税者負担型の農政へと大きく舵を切った．従来，可変課徴金や輸出補助金により内外価格差は大きく設定され，このコストを消費者に負担させていた．新政策では，穀物の支持価格を29%引き下げ，価格引下げ分を直接支払い (価格引下額に単収をかけて面積当たりの直接支払額を算出) で補うことにし，かつこの時初めてEUは穀物に生産制限を導入したのである．価格水準が下がったため域内の需要は拡大し，農業生産は増大した．直接支払いに係る支出は1993年の159億ユーロから2001年には274億ユーロとなっており，価格・所得関連全体の支出も同期間に305億ユーロから421億ユーロへと増加している (山下，p. 119)

EU拡大は農業政策にも変革を迫った．新規加入国にも共通農業政策として直接支払いを丸々適用するとすれば，所得水準の低い中東欧諸国からEU財政への拠出増は期待できないことから，直接支払いの増大に対処するために穀物の支持価格を引き下げ，直接支払いの単価については引下げ分の50%しか増加させなかった．また2003年6月の改革では，直接支払いの相当部分をWTOの青から緑の政策へ変更した．従来の穀物や牛肉といった作物とのリンクから，作物横断的な単一支支払いに変え，過去の一定期間の支給実績を基準に支払うことにした．山下はこれらの改革を高く評価し，WTOでの交渉ポジションの改善にもつながっていると指摘している (山下，121-123)．

日本はどうか．山下は消費者負担 (内外価格差×生産量) と納税者・財政負担の部分からなるOECDの農業保護指標PSE (Producer Support Estimate：生産者支持相当量) を使って，次のようにいう．2003年のPSE総額では，日本 (447億ドル) は，アメリカ389億ドルより高く，EU1214億ドルより低い．国のサイズを考慮しPSEのGDP比率を見ると，日本1%，アメリカ0.4%，EU1.2%である．生産者受け取り総額に占めるPSEの割合を表すパーセントPSEと比較すると，農業生産額の少ない日本の数値は58%であり，アメリカ18%，EU37%，OECD平均32%を大幅に上回る．アメリカ・EUとも価格支持政策から財政による直接支払い (納税者負担) へ保護を転換している (今ではEUの穀物支持価格は小麦のシカゴ相場より低くなり，関税

も輸出補助金も不要になった)。日本はまだ改革が進んでおらず、相変わらず関税依存型(消費者負担)の保護を行っているから、欧米に比べ農業の財政負担が低くなっているが、それは当然で財政負担の低さは保護の低さを意味しない。関税により高い価格で農業を保護している消費者負担の部分は1986~88年から2002年にかけてアメリカ46%→39%、EU85%→57%と低下しているにもかかわらず、日本は90%→90%のままである。さらに日本の保護のあり方の第2の問題は米など特定の品目に保護が偏在し、農業内部でも資源配分に歪みが生じており、これを示すOECDの名目助成係数の変動係数の指数では、アメリカ29、EU59に比べ、日本は118と突出している。ほとんどの品目の関税は低い(裾野は広い)一方、一部品目に突出した高関税(米490%、バター330%、砂糖270%)がある富士山型の関税構造になっているのである、と山下は指摘する(山下, pp. 237-240; 山下, 2005)。

(2) WTO ドーハ・ラウンドの主要争点と主要グループの主張

1999年シアトル閣僚会議は、反グローバリゼーションを唱える労働組合や市民団体の抗議デモに見舞われ頓挫したが、2001年11月、カタールのドーハ閣僚会議で新ラウンドが立ち上げられることになった。農業以外では、サービス、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピング等のルール化、知的所有権などの交渉が始められた。また新分野として投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性などを含む「シンガポール・イシュー」が付け加えられた。2003年9月の第5回メキシコ・カンクン閣僚会議は合意が得られないまま終了し、2005年12月の第6回香港閣僚会議は加盟国間の意見が対立する争点をすべて先送りにし、これまでの交渉の進捗状況を確認し、意見が収斂した点のみにつき合意することを選択した。

農業交渉の主要プレーヤー

現在、農業交渉を主導しているのは、農業G5=米国、EU、豪、インド、ブラジルである。農業交渉における主要プレーヤーを整理しておこう。

アメリカ——輸出国として他国に市場開放を求める。ただし国内支持、輸出補助金を多用し、綿花や乳製品に保護関税を残すなどダブルスタンダードを持つ。

EU——域内農業国の利益確保に努める。かつて多面的機能フレンズと分類されたこともある。輸出補助金や国内支持の撤廃には難色を示す。

G10——食料純輸入国として国内農業保護を最重要課題とし、非貿易的関心事項(環境、食料安全保障など)への配慮と多様な農業の共存が可能となる合意を主張。日本、韓国、台湾のほか、スイス、ノルウェー、ブルガリア、イスラエルなど。

G20——カンクン閣僚会議前に、農業分野における米・EU間の合意に対抗して主要な途上国が結成。先進国に対する市場開放・補助金廃止などの要求を行うとともに、途上国に対する配慮を求めている。中国、インド、フィリピン、インドネシア、パキスタン、ブラジル、アルゼンチン、チリ、メキシコ、ボリビア、エジプト、南アフリカ、ナイジェリアなど。

ケアンズ・グループ——補助金に依存しない輸出国が、アメリカ・EC 間の補助金付き輸出競争による国際価格の低落に対処するため、1986年にオーストラリアのケアンズに集まってグループを形成し、農業分野での市場アクセスの拡大を要求した。アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、オーストラリア、カナダ、コロンビア、タイ、チリ、ニュージーランド、ハンガリー、フィリピン、フィジー、ブラジル、マレーシアの14カ国。最近、途上国がG 20を形成したことなどから、発言力は低下。

G 33 (SP フレンズ)——SP は、途上国の開発にとって重要であり、他の産品とは分けて配慮すべき特定の産品 (Special Products) を指す。このような途上国の開発の観点からの配慮を主張するグループ。中国、韓国、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカなど。

ACP——EU との間のロメ協定 (2000年にコトヌ協定に発展) の署名国が集まった枠組みで、交渉では開発に配慮した先進国の市場アクセス改善、協力や途上国の義務の軽減などを求めている。カリコム諸国、ドミニカ共和国、フィジー、PNG、アルジェリア・エジプト・チュニジアを除くアフリカのWTO加盟諸国。

多面的機能フレンズ国——日本は2000年12月に「多様な農業の共存」を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用される不均衡の是正、開発途上国への配慮等を内容とする「日本提案」をWTOに提出した (山下一仁, p. 135)。これに同調した諸国は「多面的機能フレンズ国」と呼ばれたが、現実にどれだけの影響力を行使しえたかは不明である。

争点と主要国の主張

次に、この間争点となってきた問題と主要グループの主張を整理しておきたい。議論のポイントは、次のとおり (図表4)。

(1) 市場アクセス

a) 関税引下げ方式をどうするか。関税引下げ幅をめぐる攻防、削減を猶予する重要センシティブ品目数、関税上限設定の問題がある。

・米国などの大幅関税削減を求める農業輸出諸国は、スイス・フォーミュラ方式 (現行関税率に一定の数式を適用して関税削減を図る。品目ごとの柔軟性を認めない) を主張。

・EU や日本などG 10 は、ウルグアイ・ラウンド方式 (平均削減率と最低削減率を定める方式で、品目ごとの柔軟性を認め、重要 (センシティブ) 品目の高関税の維持を可能とする) を主張。重要品目数をどうするか、でも攻防がある。米国が関税品目の1%を主張し、G 20もこれに同調したが、EU は8%、G 10は削減率適用の柔軟性に依じて10~15%を主張している。ちなみに日本の農産物の関税品目数は1326あり、G 10提案では130~200品目、EU提案で105品目、米・G 20提案で13品目となる。日本の関税分類では、コメだけでも玄米、精米など17品目あり、米・G 20提案の厳しさを窺い

図表 4 農業交渉における主要国のポジション

事項	日本	EU等フランス	米国	ケアンズ諸国	途上国	モダリティ1次案改訂版
市場アクセス	関税	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式) [日EU提案：最低15%，平均36%の引下げ]		・スイス・フォーミュラーによる大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)	・先進国は大幅・一律削減	・[5]年間で[90] %より高い関税は、平均[60] %，最低で[45] %削減など
	アクセス数量	・ルールの改善 (消費基準年の見直し，加重措置の解消)	・運用ルールの明確化 ・数量は基本的に現行水準	・一律拡大 (5年間で枠を20%拡大)	・一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乘せ)	・先進国は大幅・一律拡大 ・国内消費量の[10] %まで拡大，一部品目は代償措置により，[8] %まで拡大 ・基準期間の更新
	輸入国家貿易	・透明性強化 ・輸入国質は食料安保に重要な役割	・透明性強化	・輸入独占を禁止	・更なる規律の強化	・途上国の輸入国貿易の重要な役割について配慮
国内支持 (AMS)	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準から総合AMS方式による引下げ) [日EU提案：約束水準から55%削減]		・大幅一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減)	・先進国は5年間で，途上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・先進国は撤廃	・総合AMSを[5]年間で[60] %削減 ・品目別のAMSに上限
	輸出補助金	・削減 [日EU提案：平均45%削減]		・5年間で撤廃	・3年間で撤廃	・直ちに撤廃
輸出規律	・輸出規制の輸出税化・漸進的削減 ・輸出信用の削減	輸出信用の削減 [EU提案：厳格な規律]	・緩やかな規律の作成 ・規律の強化や削減には反対	・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸出信用の即時禁止	・途上国への特別な配慮	・輸出信用，食料援助について更なる検討を行い一定の規律

- (注) 1. フランス：非貿易的関心事項フランス国 (日本，EU，スイス，ノルウェー，韓国，モーリシャスの6カ国)。
 2. 関税削減のUR方式：全品目平均の引下率と，品目ごと最低の引下率を設定。毎年等量で削減。
 3. 総合AMS方式：AMS (助成合計量 = 価格支持相当額 + 削減対象補助金額) を全品目の総計で削減する方式。
 4. モダリティ1次案改訂版は，削減数値，実施年数等に関し，先進国を対象とした記述部分を抜粋。

資料：農林水産省

出所：山下一仁，2004，p. 136.

知ることができる (菅原惇一，2005)。同時にアメリカも乳製品の関税品目は少なくとも，主張の整合性を保てないとの指摘もある。

- ・両者の折衷案 (高関税品目ほど大きな削減幅となる階層方式) を，2005年末の香港閣僚会議の前の非公式会合でG20が提案した。
- ・関税の上限設定をどうするか？ 米国が75%，EUとG20が100%を主張し，G10諸国は高率関税品目を多数抱えていることから上限関税の導入には根本的に反対との主張をしている。アメリカでもすべての農業が国際競争力を持っているわけではなく，バター (関税率約120%)，脱脂粉乳 (約100%)，砂糖 (約127%)，落花生 (163.8%) という高関税品目がある。またEUにおいては，小麦等の穀物，牛肉という2大分野について

は直接支払いの導入により、関税も輸出補助金もいらぬという状況に近づいているが、これまで改革されなかった2大分野では、乳製品約200%、砂糖約210%の関税となっている(山下, pp. 137-138)。

b) ミニマム・アクセス数量(関税割当)をどうするか?

アメリカは現行割当数量の20%拡大, ケアンズ諸国は先進国のみ現行割当数量に消費量の20%を上乗せすることを提案した。これに対し, EUは現行数量の維持を提案した。日本はコメについては, 関税化の特例措置を適用したことによるアクセス加重分の解消(7.2%かち5%へ), 国内消費量の変化にあわせたアクセス数量の見直しを提案したが支持を得ることはできなかった。

日本の関税割当の特徴はアクセス数量の大きさにある。小麦については消費量の9割にも及ぶアクセスを設定している。アクセス水準についてわが国と対照的なのがアメリカ, EUである。アメリカの主要関税化品目の消費量に対するアクセス水準は牛肉5.6%, 乳製品5.0%, 落花生5.0%, 砂糖14.3%, 綿花5.0%と低い水準にある。EUについては, もっとアクセス水準が低い。ミニマム・アクセス品目についても, 国内消費量の5%ではなく, それから基準年(1986~88年)の輸入量を差し引いた量でしか約束していない。さらに, 食肉セクター等の品目の括りによる恣意的な豚肉等のタリフ・ラインへの配分も行われている(山下, pp. 139-141)。

(2) 国内助成: 「黄」の政策の削減方式・水準, 「青」や「緑」の取扱をどうするか?

米, EUのこの分野の農政改革についてはすでに触れたが, 2004年7月のモダリティ枠組み合意では, 貿易歪曲的国内支持の全体的削減については階層方式で行い, 生産額の5%以下の国内助成は対象としないという「デミニマス」についても協議するとしている。

(3) 輸出規律:

輸出補助金(EUが多用)については, アメリカ, ケアンズ諸国, 中国, インド, メキシコ等の途上国は撤廃を主張した。これに対し, EUは数量ではかなりの削減, 一部品目は撤廃, 金額で平均45%の削減にとどめるべきであるとし消極的である。

輸出信用(米国が多用), 輸出国貿易企業(豪州, カナダなど), 食料援助(米国が多用)については, デミニマスと同様, EUとアメリカが攻守とことを変えている分野である。食料援助については, EU, スイス, ノルウェー, ケアンズ諸国, 中国, インド等が無償のものに限定すべきであると主張するのに対し, アメリカ, 日本は有償の援助も認められるべきであると主張している(山下, pp. 146-147)。

2004年7月の枠組み合意では, 輸出補助金, 輸出信用のうち償還期限が180日を超えるもの, 輸出国貿易のうち貿易歪曲的なもの, 食料援助のうち規律にあわないものは, 今後合意される期日までに撤廃する。その他の輸出促進措置への規律は強化する, とされている。

(4) 途上国配慮: 途上国に, どの程度「特別の, かつ異なる取扱い」(S&D)をするか?

途上国には大きく分けて3つのグループがある。まず, タイ, アルゼンチン, ブラジル等

の純輸出途上国はケアンズ諸国の一部として、先進国の市場開放、輸出補助金・国内支持の撤廃を強く要求している。しかし、これらの国は途上国のごく一部にすぎない。穀物、油糧種子の輸出の100%近くは、先進国と中国、タイ、アルゼンチン、ブラジルという準先進国に偏在しており、所得水準が低く工業化の遅れている途上国らしい途上国の輸出はごくわずかにすぎない(山下, pp. 148-149)。

次にエジプト等の食料純輸入途上国では、国内に保護するような農業をあまり持たない。むしろ安い農産物を輸入したほうが、工業労働者の賃金水準も低く抑えられ、工業製品の競争力も上がる。したがって、輸出補助金や輸出信用など、先進国の農業保護の維持を望む。

さらに中間型がある。先進輸出国および準先進輸出国と競合する穀物等の輸出部門は、これらの国に比べ競争力がないので、先進国の関税引下げには特惠マージンが減少するため反対である。一方、コーヒー、ココア、砂糖等の輸出部門は、先進国の市場に輸出しているので、これらの関税については下げてもらいたいと主張する。インドのように穀物生産等、保護すべき国内産業も存在しているところでは、自国の市場開放に反対する。これらの利害が一国の中に混在することが多い。例えばケニアは、コーヒー、紅茶等を輸出しているが、他方国内で小麦も生産している。したがって、アメリカが国内支持を使って輸出を拡大していけば、ケニアの小麦農家は損失をこうむる。マレーシアはゴム等を輸出しているが、穀物生産は少なく輸入しており、安い食料輸入が望ましい、といった具合である。

(3) 農業の多面的機能と食料安全保障

ドーハ・ラウンドの主要争点に、(5)非貿易的関心事項への配慮、というのがあった。重要なのは農業の多面的機能と食料安全保障の2つの問題である。日本農政のなかでは1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」(新農業基本法)において、不測時の食料安全保障、多面的機能の十分な発揮という表現が盛り込まれ、日本農業を守り発展させる理論武装が行われた。そこで新農業基本法の全体像と特徴点、それが持つ意味から検討を始める。

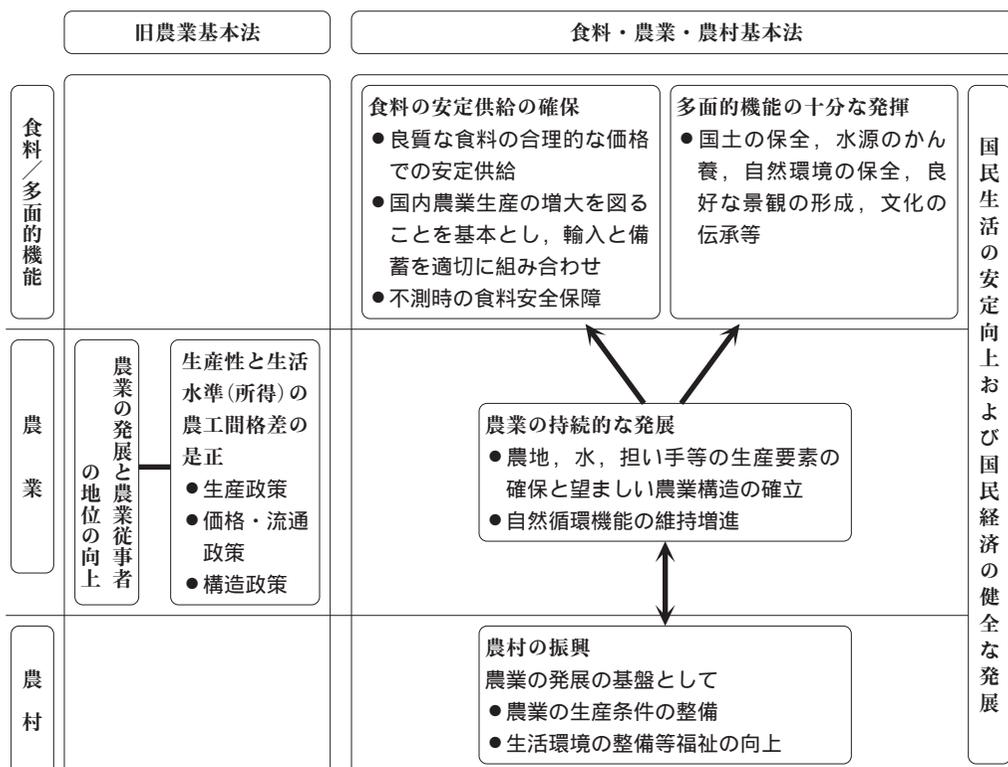
「食料・農業・農村基本法」(新農業基本法)

1961年の旧農業基本法は、農業の発展と農業従事者の地位の向上を目的とし、農業の生産性の向上、生産の選択的拡大と農業総生産の増大、農産物価格の安定、流通の合理化などの政策を打ち出した。しかしそれ以降、日本人の食生活の変化、輸入食料の増大のなかで、国内農産物生産の減少、農耕地と農業就業人口の激減、食料自給率の世界にも稀な規模での低下を招来した。こうした日本農業の危機的事態、それに食料製造業や外食・流通産業の増大などフードシステムの変化のなかで、1999年の新農業基本法は下記の目標を掲げた(図表5)。

食料の安定的供給の確保——良質な食料の合理的な価格での安定供給；国内農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせ；不測時の食糧安全保障

多面的機能の十分な発揮——国土の保全；水源の涵養；自然環境の保全；良好な景観の

図表5 基本法がめざすもの



資料：農水省

出所：梶井功，2003，p. 100.

形成；文化の伝承

農業の持続的な発展——農地、水、担い手などの生産要素の確保と望ましい農業構造の確立；自然循環機能の維持増進

農村の振興——農業の発展の基盤としての生産条件の整備；生活環境の整備等福祉の向上

そして具体的な政策のポイントとして、次の点が強調された。

- a) 食料自給率の目標設定
- b) 食料の安全性の確保や品質の改善策など、消費者重視の食料政策の展開
- c) 農業経営の法人化の推進など効率的・安定的経営が農業生産をになう構造の確立
- d) 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- e) 農薬・肥料の適正使用や地力の増進など自然循環機能の維持推進
- f) 中山間地域等の生産条件の不利補正

このうち、c) では専業農家への農地集中を前提にした直接支払い論や株式会社農業参入問題が登場した。「構造改革」推進派と抵抗派の議論が分かれていたが、小泉純一郎政権は、2005年

春に農政の新基本計画をまとめ、農業の「構造改革」の加速化を農政の最重点にすえ、i) 育成すべき担い手の明確化、施策の集中化・重点化、ii) 貿易自由化の流れに対応した国境措置に過度に依存しない政策体系の構築、を強調していた。その具体化として2006年に出された農政改革関連法案では、「品目横断的経営安定対策」を打ち出し、これまで品目（コメや麦、原料用馬鈴薯、てんさい）ごとに実施してきた価格支持政策を廃止する、新たな経営安定対策の対象となる認定農業者を個別農家経営では4ha以上、集団では20ha以上に限定する、新たに導入される品目横断的経営安定策は、米を含めて価格暴落などによる収入減を補填する仕組みと、麦や大豆などの外国産との生産格差を過去の実績にもとづき補填する仕組みの2つで構成すること、を中心課題としていた。は株式会社などの農業参入に道を開くものである。

梶井功（2003）は、c) 株式会社参入に関しては、農業経営目的に名を借りた転用目的の農地取得の可能性があるが耕作者主義の放棄につながる、株式会社はゲゼルシャフト（利益社会）的組織にふさわしい法形式であり、ゲマインシャフトとしての共同体にはなじまない（p. 181）と批判していた。e) に関しては、旧農業基本法のもとの、農業・化学肥料と農業機械（共同利用）化に依存する生産性追求法の是正は、大量生産・大量消費・大量廃棄の推進力は何かだったのかへの踏み込んだ反省がなければ克服は不可能であり、また持続的農法は低農産物価格政策と矛盾する、と指摘する（pp. 130-139）。またf) について、中山間地等で農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、多面的機能の確保を図るための施策を講ずる一方、生産と所得を切り離して支援する日本型デカップリング政策として動き出した、と評価している（p. 110）。

法案は2006年6月14日、参院本会議で可決、成立した（『日本経済新聞』2006年6月15日）。政府の主張するように、育成すべき担い手を明確化し、施策の集中化・重点化を通して、貿易自由化の流れに対応した国際競争力の向上につながるのか、批判派の言う農業切り捨ての道をたどるのか、重大な岐路であることは疑いない。

農業の多面的機能

農業の多面的機能問題で国際的に論議がおこなわれた（図表6）のは、環境保全の地球規模での市民運動の高まりを背景に、日本が強く主張したからである。まず1998年3月、OECD（経済協力開発機構）の農業大臣会合において取り上げられ、WTO（世界貿易機構）体制の下で進展する国際自由貿易が各国農業にもたらす影響の評価のために、「農業の多面的機能の検証」を決定し、1999年の作業部会で学術的議論を開始した。そして2001年「作業上の定義」としての結合性、公共財性、非市場性を含めて検討を行い、*Multifunctionality towards an analytical framewok*（邦訳『OECDレポート 農業の多面的機能』）をまとめた。多面的機能は次のように定義されている。

農業の多面的機能とは、農林水産業が安全・安定（持続）な食料・原料の生産・供給と空間管理という本来の機能を適正な活動により発揮していることにより、

図表6 多面的機能についての考え方

	多面的機能についての基本的な考え方	各国が重視する多面的機能の内容	多面的機能発揮のための政策のあり方
日本	<ul style="list-style-type: none"> 外部効果として発揮されるもので、生産と密接不可分な機能であり貿易が不可能 多面的機能を発揮させる農業生産手法は、市場メカニズムでは実現が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、保健休養、地域社会の維持・活性化、食料安全保障等 	<ul style="list-style-type: none"> 一定水準の農業生産の維持により発現されることへの配慮が必要 何らかの政策的介入が不可欠であるが、生産から完全に切り離すことは難しい
EU	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動を通じた公共財の提供機能 農業は食品の品質・安全性に対する消費者の関心にもこたえている 	<ul style="list-style-type: none"> 農村環境の保全、農村景観の保全、地域社会の活力維持等 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易への影響がないか、あっても最小である直接支払い(農表環境支払い、条件不利地域直接支払い等)
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産に関連する正の外部効果・公共財 	<ul style="list-style-type: none"> 食料安全保障、農村地域の活性化、環境の保全、景観の維持、生物多様性の保全等 	<ul style="list-style-type: none"> 国境措置を含む、生産と結び付いた政策
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 農村地域の経済生活上不可欠な役割 農業の外部効果であり、市場はその価値を内部化できない 	<ul style="list-style-type: none"> 食料安全保障、景観形成、土壌保全、天然資源の持続的利用、生物多様性、農村の社会経済活力等 	<ul style="list-style-type: none"> 一定水準の国内農業生産の確保への配慮 生産とリンクした措置
スイス	<ul style="list-style-type: none"> 環境サービス、天然資源や景観の管理などは農業者により提供される公共財・正の外部効果 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全、食料安全保障、農村地域開発、居住地の地方への分散等 	<ul style="list-style-type: none"> 透明性、対象の絞り込み、必要最小の助成、柔軟性、公平性が政策選択の基準

資料：「食糧・農業・農村白書」平成12年版

生産活動と一体的に発揮される機能であって（一体性）（結合性）、誰もが享受できるという公益性を有しており（公益性）（公共財性）、その機能を評価する市場が存在しない（非市場性）（外部経済性）、という特性を持つものである、とされた（佐藤晃一，2004）。

もう少し平たく言えば、農業の多面的機能とは、農業生産をとおして発揮される洪水・土壌浸食防止、土砂崩壊防止、地下水涵養、水質浄化、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の幅広い機能を指す。とくに日本においては、温暖多雨で地形が急峻なことから、多面的機能の維持は重要な課題である（石田信隆，2004b）。

ここで多面的機能と農業生産活動との一体性は重要である。WTOの国内支持の緑の政策は所得支持と生産のデカップリングを要求するとの立場に立つ山下一仁も、多面的機能は生産と結びついているため、国内生産を一定量に維持する直接支払いは生産に影響を及ぼさなければならない、と主張する。これは多面的機能が農業生産と結びついていることからの当然の帰結である。農業生産に多面的機能が結びついている以上、多面的機能維持のための直接支払いは生産に影響を及ぼし、関税ほどではないが貿易にも影響を及ぼす（山下，p. 227）。将来の食料消費をいか

に確保するかという食料安全保障論やいかにして良好な環境を維持するかという多面的機能論は自由貿易の否定ではなく、自由貿易に調整を加えるものなのである、と言う(山下, p. 174)。

しかしながら論客・山下一仁の説得力をもってしても、農業の多面的機能の問題でアメリカやケアンズ・グループとの溝は埋まっていない。非貿易的事項に表現は残されているものの、WTO 農業交渉の課題としては、この間、背景に追いやられてきたのではないと思われる。

多面的機能支持派と否定・消極派の考え方の相違の背景を考えるうえで、生源寺眞一の説明はヒントになる。アメリカやオーストラリアといった新しく開発された国々では自然資源が豊富であり、自然の産業的利用の空間すなわち農場と、国民のアクセスの対象としての自然空間、典型的には国立公園は概して分離されて存在している。多面的機能フレンズを形成した日本とヨーロッパでは農村の存立構造には共通点があり、自然の産業的利用の空間と、アクセス可能で人々がエンジョイできる自然空間、さらには稠密なコミュニティを支える居住環境としての空間、これら3つのディメンションがオーバーラップして存在している。農村空間の多目的利用が行われているのである(生源寺, 2003b)。さらに生源寺は、水田アジアの利水コモンズに注目して言う。水田アジアの農業は三層構造をもつ。先進国の農業に共通する農業生産は、一般の市場と常時交流する層と、特殊な農地市場との交流のもとにおかれた層の2階建ての構造を持つ。加えて、日本および水田アジアの農業は、不可欠な構成要素として、市場経済機構とは異なったメカニズムで供給される農業用水に関わる第3の層をもつ。農村コミュニティの共同作業によって維持管理される水利施設と、その施設のもとでコミュニティのルールにしたがって供給される用水が、水田の生産活動には欠かせない(生源寺, 2004b)。

食料安全保障

食料安全保障問題は、米国大統領ジョージ・ブッシュの指摘を待つまでもなく重要である。

「21世紀に向けてアメリカ農業をどうやって確実に繁栄させることができるだろうか。つまり、これは国家安全保障の問題である。国家が国民を養うのに必要な食料を生産することは大切なことである。自らの国民を養うのに十分な食料を生産できない国を想像できるであろうか。そのような国があるとすれば、国際的な圧力に従属する国、危機に瀕している国である。だから、アメリカ農業について語る時、われわれは国家安全保障そのものについて語っていることになるのだ」(2001年7月27日ワシントンDCで行った演説)(山下, pp. 214-215)。

この問題は、すべての人びとに基礎的な食料が確保された状態をさす Food security 問題、すなわち途上国の貧困層の食料不足問題と、カネにまかせて諸外国から食料を買いあさる飽食の国日本が、1973年に遭遇した米国の大豆輸出禁止など不測の事態によって引き起こされる問題とは相が違うので、分けて考える必要がある(生源寺, 2003, pp. 260-261)。

前者の途上国貧困層の食料安全保障について、FAOは、世界の8億5200万の人々が十分な食料を作り、または購入する能力を欠いているが故に、その影響は人道主義的な問題を包含している、食料不安はしばしば貧困の結果ではあるが、それはまた貧困の主要原因でもある。飢餓

と栄養不良とは、子供達が成長し学習することをより困難にし、彼らの成長能力を永久的に阻害しかねない。飢餓は、人々が働き病と闘う能力を減退させるが故により長期の経済的意味合いを持っている、と問題の重要性を指摘する。しかし、具体的な貿易政策の提案になるとFAOは、a) 先進国の補助金付輸入から国内生産者を保護するために正当化される基礎的食料に課される輸入関税が、食料価格を引き上げて、抵抗力のない人々に負担を強いることになる。b) 農業投入資材（農業機械、肥料及び農薬）に課されている関税が自国の農業部門の生産を不利な立場に置き続けてきている。したがって、このような諸課税の撤廃は交易条件を農業有利に改善し、生産者をして国内・国際の両市場で競争する助けとなるとして、貿易の自由化を迫るのである（FAO, 2005）。そうではなくて、途上諸国や国際機関が解決しなければならない問題は、土壌肥沃度の維持向上、自然資源の持続性確保による飢餓削減でなければならないのではないか（辻井博, 2004）。

途上国支援に関して、生源寺はWTO農業交渉における日本の提案には農産物輸出国としての途上国を支援する観点がやや弱い、と懸念を表明する（2003, pp. 260-261）。確かにそうであろう。しかしJETRO（日本貿易振興機構）は貿易黒字減らしのための対日輸出拡大支援策の一環として、2003年度より3年計画で、アンデス5カ国（ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア）において、乾燥果実、アンデスポテトなどの新食材や薬用植物の対日輸出促進調査を行うなど支援しており（JETRO, 2005）、新しい動きが生じている。またJICA（国際開発協力機構）による多様な技術協力も、日本の食料自給率低下のもとで輸入拡大に寄与してきているのではなかろうか。問題は、外務省や農水省が行う外交交渉と統合されていないことである、と考えたほうがよからう。また生源寺は、日本政府は外に向かって食料安保を主張しながら、国の内側では依然として不測の事態に対処するための施策が貧弱であり、食料安保は農業保護の口実ではないかとの問いに、返答に窮する事態となっている、と指摘する。この点を梶井功は、「潜在的生産力保持は有効でない。実際の生産活動を通じて生産の技術や担い手、農用地、水資源、生産施設などの生産条件を常に良好な維持管理の下に置かない限り、不測の事態における生産力の維持が困難となる。また当該生産力の低下が起これば、これを短期的に回復、向上させることは容易でない」と明確に述べ、「水田としての機能を喪わないように生産的に利用しながら、しかも水稲作付けは減らすということになれば、水稲作を織り込んだ輪作で対処するしかない」と具体的措置を主張している（梶井功, 2003, pp. 228-230）。

東アジア FTA と農産物・食料貿易

東アジア FTA や経済連携構想でその加盟国として想定されるのは、多くの場合、まずは ASEAN+3 である。主要国の農畜産物貿易のマトリックスを図表 7 によって、最初に見ておきたい。2003 年の日本は、他のすべての国・地域に対して圧倒的な入超を記録している。韓国は日本に対してのみ出超で、他に対してやはり大幅な入超である。中国は日本、韓国、EU 25 に対

図表7 国・地域別貿易額（農畜産物，2003年）

(単位 億ドル)

		輸 入 国 ・ 地 域							
		日本	韓国	中国	ASEAN 5	NAFTA	EU 25	濠州・NZ	その他
輸 出 国 ・ 地 域	日本		2	1	2	4	1	-	7
	韓国	7		1	1	3	-	-	6
	中国	37	18		17	13	17	1	49
	ASEAN 5	25	6	23	39	21	34	4	96
	NAFTA	159	27	40	28				
	EU 25	51	9	8	21				
	濠州・NZ	35	9	7	25				
	その他	36	12	57	37				
	輸入合計	351	83	137	169				

資料：日本貿易振興機構 “World Atlas”

- (注) 1. ASEAN 5 はタイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア。NAFTA はアメリカ、カナダ、メキシコ。EU25 は 2004 年 4 月拡大後の 25 カ国。
 2. シンガポールのインドネシアからの輸入は含まれず、また同国の 1998 年値は 1999 年のものである。
 3. 日・中・韓・ASEAN 5 の輸入データを基本とし、これら 8 カ国からその他地域への輸出額のみ、8 カ国の輸出データを用いた。

出所：石田信隆，2004b，p. 9.

して貿易黒字を出し、ASEAN 5 に対しては小幅ながら赤字であり、NAFTA、豪などに対しては赤字である。ASEAN 5 はアジア域内諸国に対しては黒字、NAFTA、EU 25、濠州・NZ に対しては赤字である。

(1) 中国 = ASEAN 間の FTA と農産物貿易

中国の「三農問題」と農産物貿易

農村人口が依然として 6 割を占める中国は、いわゆる「三農問題」を抱えている。豊作貧乏と食料の生産不安を主要内容とする農業問題、農民の相対的・絶対的貧困が中心の農民問題、農村の教育や医療などの公共サービスの供給不足に関する農村問題、の 3 つである。これら「三農問題」の背景に、農村全体の立ち遅れが農業軽視、農村搾取、農民差別の諸政策に原因があったこと、戸籍制度が都市と農村を分断してきたこと、農民の政治的権利が選挙などにおいても制限されてきたことにあった、との反省が加えられた。農家所得増大の方策では、農村加工の振興、町工場やサービス産業の発展が唱えられたが、農業所得については 94 年から 97 年にかけて食料（穀物等をいう）の政府買付価格は連続してかつ大幅に引き上げられたが、高価格支持による農業所得の向上策は現在採られていない。そして 1999 年の「構造調整に関する通達」では、増産第一主義を改め、主要農産物の安定生産を図りつつ、比較優位の原則を農産物の立地分布、経営種目の

選択に適用することが、提唱された。また90年代半ば以降、戸籍制度改革も進められ、農民の都市移住や職業選択に対する規制が緩和され、地域間人口移動が進んでいる(厳善平, 2005)。

1980年代以前には中国では農産物輸出が高い貿易シェアを占めていたが、工業製品の輸出が増え、貿易に占める農産物の重要性は下がってきた。輸出額にしめる農産物と食品のシェアは、1980年の17%から90年には11%、2003年には4%にまで低下した。また農産物貿易では、1995年以降は輸入超過が続き、その度合いも大きくなっている。95年に11億ドルであった入超額は2003年には83億ドルに増大している。主要農産物の品目ごとに貿易動向をみると、コメの純輸出国としての地位は04年には収支トントンまで低下した。小麦は04年に純輸入国に転じ、トウモロコシはこれまで純輸出作物であったが、輸出入の変動が大きかつ在庫率の低下が顕著である。大豆は自給率の最も低い食料で、98年から急激に低下して、02年以降50%を切るようになった。畜産物では、中国で豚肉が最も多く消費され、次に家禽肉、牛肉の順となっており、ほぼ自給率100%を維持してきたが、近年外食需要の増加により、額は小さいが牛肉輸入も増えつつある(銭小平, 2004)。

中国政府は先進国並みの農産物の市場開放を約束して、2001年にWTOに加盟した。輸出振興計画補助金を穀物輸出企業に付与して農産物輸出を拡大してきたアメリカが、断トツで最大の輸入相手国となっている。それまで輸入制限を行っていたコメ、小麦、トウモロコシなどの品目は関税化をおこない、また関税割当量・枠外税率を設定した。農産物の平均関税率は、01年の19.9%から04年の15.6%まで下がり、コメ、小麦、トウモロコシにこれまでの輸入量を超える関税割当量が設定され、2000年の生産量に対してそれぞれ2%、9%、6%の割当量が設定された。実際に輸入したコメ、小麦の数量は、2003年まではわずかな額にとどまったが、04年の実行率は、小麦73%、コメ13%、大豆油80%、パーム油130%など穀物と油料の輸入が急増した(銭小平)。巨大な中国市場において、米国からの穀物、大豆、大豆油、綿花のほか、輸出増が見込まれる農産物には牛肉、家禽肉、チーズ、柑橘類、リンゴ、ワイン、小麦、トウモロコシなどが含まれる。WTO加盟5年後には、外国企業に内国民待遇を付与する義務が生じ、外資も中国国内での販売やサービスが可能になる。毎年10億ドルの対中輸出額を持ち、すでに広東省東莞や吉林省に加工工場をもつカーギル社など、穀物メジャーの動きも注目される(阮蔚, 2002)。

野菜は金額ベースでは貿易黒字を保つ有望な輸出農産物で、2003年には31億ドル、農産物輸出の14%をしめた。最大の輸出先は3割を超える日本であるが、農薬残留や品質など輸入に関する検査基準が厳しいことから、アメリカ、韓国、ロシアなどへの輸出拡大も図られている(銭小平)。

ASEAN = 中国イニシアティブ

こうしたなかで、2002年11月、10年以内のFTA締結を目指した「ASEAN・中国間の包括的な経済協力に関する枠組合意」が締結された。一部の熱帯農産物に関しては「アーリーハーベスト計画」(対象品目は輸出入合計で10億ドル程度)を適用し、関税撤廃の前倒しを行うことと

した。これは「潜在的脅威論」を取り払うための中国の譲歩であるとみなされている。この協定で、ASEAN は中国を完全な「市場経済国」と認定して、WTO 加盟議定書で規定されている対中経済的セーフガードと繊維セーフガードを発動しないこと、ダンピング価格の比較に中国国内価格との比較にもとづかない方法を用いないことで合意し、中国はポイントを稼いだ。また高度センシティブ・リストによって、鉄鋼、自動車、家電など東アジア域内の戦略品目の関税引き下げについて大幅な猶予を設けている。中国は、紙・紙製品が最多で、農産物・食品も指定が多い。インドネシアは輸送機械、マレーシアは鉄鋼、農産物・食品など。フィリピン、タイは、農産物・食品が多く、競争力の強い品目を指定している例も多い（石川幸一、2005a）。また2002年11月に合意された相互の農業協力覚書では、ハイブリッド稲、水産養殖、バイオテクノロジーなどの分野で中国が ASEAN 側に技術提供と人材研修を行うことが約束された。

中国、ASEAN とも総労働力に占める農業労働力比率が高く、また農家の土地経営規模がきわめて小さい。そうしたなかで ASEAN 側に競争力がある農産物は、パーム油に代表される植物油、熱帯果物、水産物であり、中国側は穀物、野菜、畜産物について競争力を持っている。フィリピンからのバナナ輸出は海南省と広東省の農家に打撃を与えている（阮蔚、2004）。

中国と ASEAN 5 の農産物貿易の取り決めについてみると、シンガポールを除く各国が共通して高度センシティブ品目に指定しているのはコメである。タイ、ミャンマーのような世界の主要生産国と輸出国までもがセンシティブ・トラックとしている。またタバコ、トウモロコシ、大豆、大豆油、家禽、砂糖（甘しや糖、てんさい糖）などもセンシティブ・トラックに指定している国が多い。中国は、穀物、植物油、コーヒー・茶、野菜、熱帯果実を中心に指定し、タイは野菜が多く、ほかに果実、植物油、乳製品、コーヒー・茶などが指定されている。マレーシアは家禽、乳製品、フィリピンは豚肉、家禽肉、野菜の指定が多い。インドネシアは大豆、大豆油のほか唯一エビを指定している。タイのように農産物で強い競争力を持っている国が多くの農産物をセンシティブ・トラックに指定しており、また米国は米豪 FTA では、牛肉は18年かけて自由化することになっているように、強い競争力を持っている国がその農産物を FTA で例外としていることは、農産物の取り扱いの難しさ、農業の経済における政治的な重要性を示している（石川幸一、2005b）。アーリーハーベスト計画（フィリピンを除く）の一環として中国とタイ間で一部ゼロ関税の実施が始まり、タイからの農産物輸入が急増している。2004年9月までにタイから中国向けの野菜、果物の輸出額は3.6億ドルで、前年同期より123%の増加である。中国からタイへの輸出額は4000万米ドルで、前期より141%増加した（銭小平）。

中国は人口の大きさに比べ土地や水の相対的な賦存量は少ない。1人当たりの耕地は世界平均の40%、1人当たりの表層水も世界平均の25%程度にすぎない。穀物等の土地利用型作物について比較優位はなく、将来的には輸入国に転じていく可能性が高い。後にも述べるように、野菜、果物、花など WTO の制約が少なく国内で需要の拡大が見込まれ、また、土地よりも労働集約型であるため比較優位があり、日本などへの輸出も促進できる作物へ生産をシフトさせていくという道が模索されよう。

(2) 日本 = ASEAN 間の FTA と農産物貿易

日本と ASEAN 諸国との間の FTA は、農業問題が存在しないシンガポールとの間で2002年に協定が調印されたのが第1号である。域外国では、NAFTA 域外国に高い関税率を設定しているメキシコとの間で、メキシコは工業品関税を引き下げ、日本は豚肉や農産物関税を引き下げることで、妥協が成立した。メキシコ自身、豚肉をアメリカから輸入しているが、要求の背景には、アメリカの養豚・販売企業のスミスフィールド社が2001年にメキシコ最大の養豚企業と合併したこと、オレンジジュースの拡大要求もアメリカのドール社の存在があったと言われる(『しんぶん赤旗』2003年11月24日)。また日韓両国は、2003年12月に政府間交渉を開始したが、韓国は対日貿易赤字の拡大や機械分野での国内中小企業への打撃を懸念していると伝えられ、04年11月以降、交渉は中断している。

ASEAN では、フィリピン、マレーシア、タイとは05年8月までに大筋合意が得られている。日本が ASEAN に求めるのは、鉄鋼、家電、自動車など機械分野の関税撤廃、製造業サポートサービスを中心とした外資参入の撤廃などであり、投資・競争ルール、基準認証、知的財産などを盛り込んだハイレベルな統合をめざしている。ASEAN 諸国は農産物の対日輸出拡大と看護師、介護士、マッサージ士など人の移動の自由化を強く求めている。この分野での日本側の譲歩も容易ではない。以下では、資料が入手しやすいタイを中心に検討する。

タイ農産物・加工品貿易と日本の地域農業

農産物を工業製品と同等に扱うことを主張するケアンズ・グループの一員であるタイは、FTA に積極的である。農水産物はタイの重要な輸出品目であり、01年の農林水産物輸出額は152億ドルで輸出全体の4分の1近くを占めている。主な輸出品目は、ゴム、エビ、米、マグロ缶詰、木材製品、砂糖、パイナップル缶詰、鶏肉、キャッサバ製品である。農林水産物の輸出先は日本、米国、EU の先進国で5割を占め、そのほか中国、マレーシア等の近隣アジア諸国への輸出が多い。日本への農林水産物の輸出額は3,736億円でタイの対日輸出額の28%を占めている(02年)。近年は加工度の高い食品の輸出が増加しており、さらに、タイは米・米加工品、砂糖、でんぷん、パイナップルなどの農水産物の対日輸出を増大させたいと期待している。タイにとってコメは4割を輸出する世界最大の米輸出国(輸出先はアジア・アフリカ諸国)であるが、生産している品種はほとんどインディカ米であり、米飯として日本人の嗜好にあうジャポニカ米は総生産量の0.1%にも満たない。日本への輸出はミニマム・アクセスのみであり、国内需給に影響のないよう援助用、飼料用、加工用に向けられている。ただし枠外関税率を下げた場合には、米菓、朝食用ミール、ペット用など輸出量の5割が向かう日本の加工米輸入が増大する可能性があり、日本のコメの国内需給に影響を与えることになる(清水徹朗, 2004a)。

砂糖、でんぷん、パイナップル 北海道や沖縄県、鹿児島県の農業において重要な品目である。北海道の甜菜、馬鈴薯、南九州の甘藷、沖縄の甘藷やパイナップルなどは、これらの地域では作るべき作物が限られており、他に適当な代替作物が見あたらない。沖縄のサトウキビについてみ

ると、農地面積の3分の1で栽培されており、生産額は沖縄農業の総生産額の約2割を占めている。特に、宮古島、石垣島、南大東島などの離島では、サトウキビがなくては地域経済が成り立たないといわれる。地域的な性格の強い農産物については、補助金や生産者への直接払いなどの支援措置が不可欠である（下渡，2004；清水，2004a）。

鶏肉 養鶏業でアメリカやブラジルが優れているのは、トウモロコシなど飼料の自国生産が可能だからである。またアメリカは各用途の鶏品種に独占的な支配力を持ち、各国に種鶏も供給しており、日本の鶏のひなの原種鶏の供給元はいまや米国だけになっている。そういうなかでタイのプロイラー産業は、飼料原料が国内で確保でき、勤勉な女性、若年・低賃金労働者を加工要員として活用できたことや、輸出向け工場配置とコンテナ輸出を可能にした深海港の完成、タイ政府の投資奨励策などによって発展してきた。輸出先もシンガポール、香港、中国から欧州へと拡大したが、日本向け輸出割合はいまなお5割前後を保ち30年連続最大の輸出先となっている。近年急増してきたから揚げ、ピラフなどの鶏肉調製品輸出でも日本向けが5割を占め首位である。

輸出先の日本やEUで、残留抗生物質・抗菌剤検出が頻発し、02年3月からEUは未承認抗菌剤の検出を理由に、タイ・プロイラー輸入を停止した。それに続く04年1月以来の鳥インフルエンザ問題が大きく響いた。後者は、契約飼育方式を見直し、隔離・密閉式で、ヒナから成鶏の加工・冷凍・輸出まで自社内で一貫直営する方式への転換を一層進めることが予測される。この飼育方式では、日常は閉じ込めて糞漬けで育て、輸出先の検疫だけはクリアできる対策が重点となり、動物としての鶏の生き方を無視した飼育方法となり、また農民が養鶏に参加できなくなるということに強い批判も出されている（山本博史，2004）。タイの鶏肉輸出は、03年までは拡大を続けてきたが、ここ近年、様変わりを見せ、中国やブラジルの追い上げで苦戦している。

フィリピンからの輸入

フィリピンの対日輸出のうち農水産物輸出は8分の1程度をしめ、バナナ、えび、パイナップルが中心である。バナナ、パイナップルは関税率引下げの余地があるが、沖縄のパイナップル生産との調整が必要となる。日本への野菜輸出では、海外輸出の中心的な地位にあるアスパラとオクラが大半を占めている。中国産と競合するタマネギは近年かなり減少傾向にある。

(3) 日中韓の農産物貿易

中国の農業・食料貿易

日本と中国の食料品貿易では、2003年に日本は輸出1億9300万ドルに対して輸入61億ドル、入超59億ドルであった。2004年には輸出2億9500万ドルに対して輸入74億ドルで、入超は71億ドルに拡大した。輸入額は対中総輸入の7.9%を占め、前年比21.4%の伸びであった（ジェット口，2005）。またアメリカに次いで、中国は農産物・食料の第2位の輸入相手国である。

これを中国側から見ると、食料品輸出総額の3割以上を占める日本は中国最大の農産物輸出先となっている。中国の対日食料品輸出の構造を具体的にみると、生鮮・冷凍の魚介類、生鮮

野菜類、加工した肉類・魚介類、加工した野菜・果物類の4種類が大半のシェアを占めている。土地集約的農業の生産性が低い中国との貿易では、明らかに加工食料品が牽引している様相を示している。こうした傾向は9割に達する日系食品メーカーや商社の開発輸入と大きく関連し、高い労働コストと業務用食料品の不足など日本農業の抱える問題を反映している(阮蔚, 2002)。

日系食品企業の対中投資は、加工食品等の先発組や菓子業界および外食業界に呼び込まれる形で、醤油、香料などの調味料や大豆たん白・マーガリン、クリームなどの関連素材、輸送、保管など多岐にわたる周辺業界の対中投資も加速されており、食品産業の集積効果が見られるようになってきた。残留農薬やSARSの発生など、2002年には中国食品企業は安全性の問題で揺れ、開発輸入を行う日系食品企業も大きく影響を受けたが、日系食品企業は専用農場で種まきから収穫までの一元管理、残留農薬検査体制の強化とトレーサビリティの実施を行うなど、対策を強化するようになった(阮蔚, 2003)。

日米中の食料貿易トライアングル

日中食料貿易にアメリカとの関係を加えて検討すると、日米中のトライアングル関係が浮上してくる。アメリカの対日農産物輸出におけるこれ以上の拡大は無理という規模での高位安定、穀物等土地集約的農産物のアメリカから中国への輸出拡大がこれまでの基調であった。それに対して中国から日本に対する労働集約的農産物の輸出圧力が加わった。これはまさに3国間の比較優位を背景にしている。すなわち、けた違いの耕地規模に豊かな国内助成金の下で穀物や牛肉など土地集約的農産物およびその関連品が強い競争力を持つアメリカ農業、世界最大の農産物消費市場であるとともに大量の低コスト余剰労働力の下で労働集約的農産物が強い競争力を持つ中国農業、生産性や生産技術が高いものの、小規模や労賃の高さという高いコストの構造にある日本農業、という3カ国で形成されるトライアングルである(阮蔚, 2002, p. 59)。

阮蔚によれば、アグリビジネス企業は3国間の比較優位を利用し、かつ各国民の嗜好にあわせて、中国を日米中の食料加工貿易基地に育てつつある。代表例は鶏肉である。米国では鶏の胸肉が高く売れるが、手羽先や足、内臓は消費されない。中国では手羽先や足が好かれて高価になる。そこでアグリビジネス企業は、中国の安い胸肉を日本に輸出し、米国から安い手羽先や足などを中国に輸出する。大部分は中国国内に回すが、手羽先の一部は中国で加工して日本に再輸出する。魚介類ではロシアが加わり、ロシア、米国、日本から魚介類を輸入して、中国から日本とEUに輸出する(阮蔚, 2002, pp. 60-61)。

日本から中国、NIEs, ASEAN 諸国への資本財、中間財の輸出、東アジア諸国における米欧日多国籍企業および現地企業による生産と米国やEUへの製造業消費財の輸出拡大、貿易黒字による外貨準備増大(毛利, 2006)、というトライアングルとは異なる国際関係の形成である。

韓国の農業・農産物貿易

韓国農業は、小規模経営が主であること、コメへの依存度が高いこと、農家人口の高齢化が著

しいことなど、日本農業と共通した点が多い。韓国の食料自給率は低下を続け、供給熱量自給率は70年の79.5%から00年には50.6%、穀類自給率32.2%になった。関税率は農産物平均で84%、水産物13%であり、日本のそれぞれ10.6%、4.4%と比べて高い(石田信隆, 2004a)。1988年のソウル・オリンピック、2002年のサッカーW杯の開催を契機に、韓国における食生活の多様化・高度化、外食化が進み、それともななって農産物・食料輸入も増大している。WTO農業交渉でG10グループに属し、日本と共同歩調をとることが多い。

韓国の農産物貿易では、輸出50万トン、輸入1540万トンで完全な入超である(2001年)。農産物輸入量では、でん粉・でん粉製糖産業の原料となるトウモロコシが圧倒的に多く、アメリカ、中国、ブラジルから輸入し、2位の小麦はアメリカ、オーストラリアから輸入している。3位の大豆までをあわせると韓国全体の農産物輸入量の85%を占めている。小麦粉、でん粉、製糖産業は原料をほとんど輸入に依存しているため、中小企業が存在せず数社の寡占体制で製造して国内需要を満たしている。砂糖では、生産コストの優位性を生かして香港、中国、日本、フィリピンなどのアジア諸国に輸出している。農産物輸出では、砂糖、豚肉、白菜がベスト3である(藤野信之, 2004)。

韓国は90年代、GATTウルグアイ・ラウンド等国際化の流れにあわせて、施設野菜等輸出戦略品目の育成をとおして競争力の強化を図ったが、97~98年経済危機の影響もあり必ずしも当初の目標を達せず、農家負債の累増を招いた。その後韓国農政は、環境に配慮した農業や直接支払いを重視する方向に転換してきた。2004年4月に発効したチリとのFTAにおいて、韓国側は農産物の約30%(コメ、リンゴ、なし、ぶどう、にんにく、玉葱、唐辛子、酪農品等)を例外品目とした。自国に保護すべき製造業を多く持たないチリ側も洗濯機や冷蔵庫を例外品目とした。

こうしたなかで、ノムヒョン韓国政権は新しい農業対策を打ち出し、04年2月の国会で次の特別法が成立した。

農漁村支援特別法(1兆2000億ウォンの特別基金による救済)

農漁村特別税延長特別法(同税の時限延長)

農家負債軽減特別法(政策金利下げと負債整理資金創設等)

農漁村生活の質向上および農漁村地域開発促進特別法(健康・教育・福祉対策)(石田, 2004a)

また日本と異なり、農村の兼業機会が少ないことから高齢専業農家が多く、農業の担い手確保や農地対策面で独特の課題を抱えている(石田, 2004a)。

日韓中 FTA にむけて

日韓間の農林水産物貿易は、日本からの輸出407億円に対して輸入1801億円で、日本の入超は1394億円にも達する(2002年)。日本からの輸出のトップはタバコ、輸入ではカツオ・マグロ、焼酎、キムチ、明太子、栗、小麦粉調製品などの順に多い(農水省, 2004)。日韓FTAは、2005年以降、交渉が中断している。韓国には、製造業、とくに素材・部品産業が関税撤廃で大

きな打撃を受けるとして日本との FTA に対する不安が根強い。それに対し、農業部門では野菜輸出拡大の可能性の期待が持たれており、例外を認めない強い方針で望むとされている。

しかし、韓国内の原料農産物が僅少または皆無である小麦粉、製糖業では、韓国の関税率は低く設定されているのに対し、国内での原料農産物生産がある日本の小麦・小麦粉、粗糖・精製糖の関税障壁は高く設定されている。砂糖、でん粉、パイナップルについては日本の地域農業との関連について、タイのところすでに述べたが、小麦は稲作の生産調整にともなう転作作物、北海道の輪作作物として重要性を増してきており、ここでも地域農業の保護・育成との関連で調整の必要がある。また農産物にかぎらず韓国の関税率は一般に日本より高いので、韓国にとっては、関税よりむしろ検疫、規格、原産国表示、不明瞭な商慣行等の非関税障壁や、関税が適用されないため様々な制限が設けられているサービス分野等を含む、できるかぎり包括的な両国間の規制緩和を実現することが、日韓 FTA 成立の不可欠の条件となっている（鈴木、2003）。

中韓農産物貿易では、韓国食文化の象徴であるキムチに「異変」が起きている。キムチの素材である白菜、大根、唐辛子、ニンニク、ネギ、生姜の中国からの輸入が増大し、製品輸出のほとんどを占める日本向け輸出を含めると、三角貿易が形成されつつある。高級なキムチは国産素材にこだわっているとも言われる（藤野、2004）。

「東アジア共通農業政策」構想にむけて —— むすびにかえて

WTO の限界とルールの改訂

WTO 農業交渉においては、日本は農産物輸出国の戦略と交渉術のまえに苦戦を強いられ、提起した食料安全保障や農業の多面性機能の問題で十分な理解と支持を獲得できていない。しかしこの問題は地球規模で重要であり、引き続き積極的に訴える必要がある。人口大国の中国やインドが、グローバリゼーション下の競争で経済力を強化して所得水準を上げてくれば、食料消費は疑いなく増大する。カネにまかせて安定的に輸入ができるのならそれもよからう、ということになるかと言えばそうはならない。誰が巨龍と巨像の胃袋を満たすのかの問いに対しては、両国それぞれが自給できる水準の農産物を生産することだと答えなければならない。なぜなら、同時に進行している世界の飢餓人口や農村貧困層の増大は、農産物の増産がままならず公平な配分がなされていない地域が今なお存在していることを物語っており、社会の不安定性を増幅させないではおかないからである。WTO 農業交渉において、ダブルスタンダードを持つ農産物輸出大国が農業保護国に強要する農業生産からデカップルされた国内支持のみの許容は、飢餓問題や貧困の克服には無策である。

またアジア地域では資源を枯渇させ破壊しながらの熱帯材輸出、エビ輸出が行われてきた。東北タイでは森林を破壊してキャッサバ、サトウキビの栽培面積を拡大してきた。ブラジルでは熱帯林を破壊して牛肉、大豆、サトウキビを増産させており、こうした資源を収奪しての生産増加が国際価格の低迷をもたらし、貧困と環境破壊の悪循環を招いている。

WTO が進める貿易の自由化は、商品がどのようにして生産されたかによる商品の区別を禁止することを特徴としている。その結果、各国の民主勢力が築き上げてきた環境保全、食の安全、労働・人権などの国内法は WTO 協定によって骨を抜かれてしまう事態が現れている。アメリカの絶滅危惧種法では、ウミガメ混獲予防装置がついた網で取ったエビだけに販売を求めていたが、アメリカへのエビ輸出国が、漁法にかかわらずすべてのエビは同等の製品であると主張し、WTO 紛争処理パネルはアメリカの措置は協定に違反すると断じた。食品や製造物の安全性についても、EC が成長ホルモンを投与されて飼育された牛の肉と肉製品の輸入・販売を禁止したとき、カナダ（97年8月）とアメリカ（99年8月）は WTO に提訴し、EC の措置は WTO に違反するとの結論が出された。「パネル」でその科学的な根拠の有無が争われ、EC 措置は国際標準と異なり、衛生植物検疫措置協定に違反するという裁定が下されたのである（毛利，2005，pp. 203-206）。

国際ルールやスタンダードは、輸出大国の利害によって決定されるべきではない。すべての国の満足が得られるようなルールの改訂を模索するのが国際交渉である。農業とくに稲作はアジア諸国民に食料安全保障、安全な食料の供給、美しい農村景観、農村文化、国土保全、水源涵養などの非経済的価値を含めた多面的機能を供給してきた。WTO 農業交渉や FTA、や貿易自由化の問題は、各国の農林水産業部門と工業部門との間で国民の享受する経済的価値と非経済的価値を、国際条件を考慮しながらどのように折り合いをつけるかということである。言い換えると、WTO や貿易自由化の国際ルールを農業や農村が国民にもたらす非経済的価値を保全できるように修正することが必要なのである（辻井博，2004）。

「東アジア共通農業政策」構想

谷口誠（2004）は『東アジア共同体』において、アフリカや中東、日中韓の農産物の輸入国化とその拡大、1973年アメリカの大豆不作による輸出禁止令、欧州が共通農業政策により支えられていることを踏まえたうえで、農業開発と地域協力のための政策協議、域内からの開発輸入の促進、食料の安全基準と環境基準の設定、共同備蓄構想を含む東アジア共通農業政策構想を提唱する。東アジア経済連携の議論においては、農業面においても長期的なヴィジョンを持つことの重要性を指摘した。

同様な視点から、下渡敏治（2004）は、地域経済統合としての東アジア FTA は WTO とは異なった新たな国際分業の進展を促す可能性があることに着目する。農産物については可能な限り、各国の気象条件や地域の生産条件を考慮してお互いの合意によって適正な貿易水準を決定することが望ましい国際分業の姿であるとして、今後の日本農業にとっての重要課題は農業の構造調整と同時に、中・長期的な視点から FTA 締結国との間で、あるいは近隣の東アジア諸国との間でいかにして農産物及び同加工品の分業関係を再構築していくかである、と問題を提起する。相互に棲み分け可能な分業関係をつくることが必要であり、FTA を含む国際的な関税協定レベルでは、品目別にその国の国内農業事情、原料事情を十分勘案する必要がある。生産性が低いからと

の理由で、北海道の小麦や馬鈴薯、てんさい、鹿児島や沖縄の甘藷やパイナップルを切り捨てることにはならない。貿易の拡大を進めるのであれば、代替政策の導入が求められねばならない。

農水省「みどりのアジア EPA 推進戦略」とニッポン・ブランドの輸出促進

日本は農産物小国だと嘆き、萎縮する必要はない、との声があがってきた。最近、日本の地方自治体を中心に、経済発展によって豊かになったアジアの富裕市場に高品質の農産物や加工食品を輸出しようとする動きが強まっており、地方自治体が中心になって立ち上げた「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」には26の道府県が参加し、すでに一部の地域では昨年からはアジア向けに農産物輸出を開始している。

農水省は、2004年11月に「みどりのアジア EPA 推進戦略」を発表したが、その6つのポイントは下記のとおりである。輸出促進は に含まれている。

経済連携協定を通じたわが国食料輸入の安定化・多元化：輸入先国における生産の安定を図り、輸出規制や輸出税といった阻害要因を除去する。

安全・安心な食料輸入の確保：わが国の食品安全基準、動植物衛生条件などの理解・遵守。
ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進。知的財産権の保護や相手国輸出補助金の撤廃による公正な競争条件の確保。

わが国食品産業のビジネス環境の整備：原材料供給の安定化、食品産業進出国の競争条件。
アジアの農山漁村地域の貧困等の解消：所得向上につながる市場アクセスの改善や原産地規則の設定にあわせ、農林漁業協力等を適切におこなう。

地球環境の保全、資源の持続可能な利用：違法伐採の撲滅や科学的知見にもとづく水産資源管理など（農水省、2004b）。

高付加価値農産物（HVP）と低付加価値農産物（LVP）、ブランド品と標準品、素材と加工品など一定の基準を設けて、相互に棲み分け可能な分業関係を構築してゆく取組み、開発輸入のからませ方などは、東アジア地域との国際分業化の流れに沿ったものである。だがこれが格差構造の固定をもたらさないような配慮も必要である。

政策協議と協力の重要性

先進国と途上国の間の FTA は、経済発展段階の差があるため難しい問題を含んでいる。発展段階が異なる国の間で関税を撤廃・削減し投資の自由化を進めると、途上国の経済は先進国の企業に支配されてしまい経済的自立が損なわれてしまう可能性がある。マレーシアの国民車、韓国の部品・素材産業への配慮も必要で、相手国が繊細になっているところに土足で踏み込まないようにすることが、日本のセンシティブな領域を理解してもらえることにつながる。例外をどう設けるのが東アジア FTA の一つの焦点であり、完成度の高い（例外の少ない）協定にしようすると交渉は難航するであろう（深川由起子、2005）。

農村地域開発とそれを通じたの貧困緩和、食品の安全基準や環境基準の設定や円滑な実行につ

いても、国際協力の余地は大きい。経済連携を貿易自由化の枠組みづくりだけに終わらせることなく、アジア地域の農業が共存できるような仕組みづくりが必要となる。農林水産分野の協力の具体例としては、日本の農協組織の功罪を含めた農協組織育成支援、農業者の研修受入れ、農業金融の制度作り支援、農業技術支援、食品衛生管理技術支援、環境対策、森林造成、水産資源管理などが考えられる。食品の安全性のトレイサビリティについては IT 技術の応用が必要で、IT 投資も必要となろう。

また域内全体の再分配システムの模索も重要である。ドイツが最大の拠出により EU 形成で果たした役割から何を学ぶべきか、検討が必要であろう。「東アジア共通農業政策」の最も基本的な部分は、各国が GDP に応じた拠出による基金を造成し、国境の垣根を低くしても、生態系や環境も保全しつつ、資源賦存条件の大きく異なる各国の多様な農業が存続できるように、その共通予算から、共通のルールにと基づいて、必要な政策を講じることができるようにすることである、との主張もなされている（鈴木，2005，pp. 26-27）。

こうした事業を推進していくためには、日本がアジア諸国から信頼され、他の諸国とともにリーダーシップをとることを信託されるかどうかは鍵となることは、論をまたない。

参考文献（ABC 順）

- 青木健，2005，「対 ASEAN・FTA 締結合意にみる中国の戦略」『季刊 国際貿易と投資』No. 61
- 藤野信之，2004，「国際化のなかの韓国食品産業」『農林金融』7月号，
<http://www.nochuri.co.jp/kanko/nrk.html>
- 深川由起子，2005，「東アジアの新経済統合戦略——FTA を超えて」『アジア研究』Vol. 51，No. 2
- 外務省，2002，「WTO 農業交渉の争点」2月7日，<http://www.mofa.go.jp/>
- 長谷川啓之，2004，「日本の FTA 戦略と『東アジア共同体』」『開発学研究』15巻1号
- 服部信司，2001，『グローバル化を生きる日本農業——WTO 交渉と農業の「多面的機能」』NHK 出版
- 東アジア共同体評議会，2005，『東アジア共同体構想の現状，背景と日本の国家戦略』，
http://www.ceac.jp/j/pdf/policy_report.pdf
- 石田信隆，2004a，「韓国農業の現状と日韓 FTA」『農林金融』7月号
- ，2004b，「貿易交渉と農業——新しい貿易ルールの確立を求めて——」『農林金融』12月号
- ，2005，「EU 農業環境政策からみたわが国の課題」『農林金融』10月号
- 石川幸一，2005a 「始動する ASEAN - 中国 FTA (ACFTA)」『季刊 国際貿易と投資』No. 61
- ，2005，「ASEAN——中国 FTA の ASEAN 主要産業への影響」『季刊 国際貿易と投資』No. 62
- 本間正義，2006，「日本の農業と対外政策」『フィナンシャル・レビュー』4月
- ジェットロ，2004，『ジェットロ貿易投資白書 2004 年版』
- ，2005a，『ジェットロ貿易投資白書 2005 年版』
- ，2005b，『アグロトレード・ハンドブック』
- ，2005c，「アンデス『新食材』のモニタリング調査報告」，
 at http://www.jetro.go.jp/biz/world/cs_america/reports/05001061
- 梶井功，2003，『WTO 時代の食料・農業問題』家の光協会

- 河本昌樹, 2002, 「中国における農業及び農産物輸出の実態と今後の展開方向」財団法人自治体国際化協会北京事務所
- 経済産業省, 2005, 『通商白書 2005』
- 木村福成・鈴木厚編, 2003, 『加速する東アジア FTA』ジェトロ
- 久野秀二, 2001, 「国際農業・食料システムの「再構築」と農業科学技術」, 中野一新・杉山道雄編, 2001, 所収
- 毛利良一, 2005, 「経済のグローバル化と福祉社会開発 —— 3つの国際機関 (IMF・世界銀行・WTO) の開発パラダイム転換の可能性 ——」日本福祉大学 COE 推進委員会編 『福祉社会開発学の構築』ミネルヴァ書房
- , 2006, 「東アジア経済連携はどこまで進展しているか」『前衛』1月号
- 向山英彦, 2005, 『東アジア経済統合への途』日本評論社
- 中野一新, 2001, 「世紀の転換期における農業市場のグローバル化とリージョナル化」, 中野一新・杉山道雄編, 2001, 所収
- 中野一新・杉山道雄編, 2001, 『グローバリゼーションと国際農業市場』筑波書房
- 日本経済調査協議会, 2004, 『農政の抜本改革: 基本方針と具体像』5月
- 農林水産省, 2003, 「農政改革の推進について」11月21日, <http://www.maff.go.jp/>
- , 2004a, 「韓国, タイ, フィリピンとの経済連携推進について」4月
- , 2004b, 「農林水産分野におけるアジア諸国とのについて —— みどりのアジア EPA 推進戦略」11月
- , 2005a, 「経済連携協定 (EPA)・自由貿易協定をめぐる状況」3月
- , 2005b, 「農林水産物等の輸出について」4月
- 小原雅博, 2005, 『東アジア共同体 —— 強化化する中国と日本の戦略』日本経済新聞社
- 小倉正行, 2003, 『食料輸入大国ニッポンの落とし穴』新日本出版社
- 柴田明夫, 2004, 「わが国食糧市場をめぐる環境変化 —— WTO, FTA, 規制緩和の影響」7月29日, 丸紅経済研究所, <http://www.marubeni.co.jp/research/>
- 下渡敏治, 2004, 「FTA 交渉が農業・食料製造業に及ぼす影響」『開発学研究』15巻1号
- 生原寺眞一, 2002, 「フードシステム・アプローチとは何か」『生活協同組合研究』1月
- , 2003a, 『新しい米政策と農業・農村ビジョン』家の光協会
- , 2003b, 「現代社会と農業用水: 日本型利水 commons のゆくえ」高知県企画振興部, 12月
- , 2004a, 「農政改革の動向と生協の役割」『生活協同組合研究』6月
- , 2004b, 「日本農業の三層構造と農政改革」『会計検査研究』No. 30, 9月
- 清水徹朗, 2002, 「自由貿易協定と農林水産業 —— アジア地域の経済連携のあり方を考える ——」『農林金融』12月号
- , 2004a, 「タイの農林水産業の概況と FTA 交渉の展望」『調査と情報』5月
- , 2004b, 「日・タイ FTA 交渉における農業問題 —— アジア地域の経済連携と日本農業 ——」『農林金融』7月号
- 新谷大輔, 2004, 「タイ FTA 戦略とタクシノミクス」*The World Compass*, March
- 菅原惇一, 2005, 「WTO 香港閣僚会議と今後の展望」『みずほ政策インサイト』12月8日, <http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/policy-insight/MSI051208.pdf>
- 鈴木宣弘, 2003, 0623: <http://www.j-milk.jp/expertise/comment/8d863s0000006xzu.html>
- , 2005, 『FTA と食料 —— 評価の論理と分析枠組』筑波書房
- 高橋正郎編, 1997, 『フードシステム学の世界』農林統計協会

- 田辺智子, 2003, 「WTO 新ラウンドにおける日本の立場」 国立国会図書館『調査と情報』428号
- 谷口誠, 2004, 『東アジア共同体 —— 経済統合の行方と日本』 岩波新書
- 田代洋一, 1998, 『食料主権 —— 21世紀の農政課題』 日本経済評論社
- 辻井博, 2004, 「反 FTA 論 —— コメ市場を例にして」 『開発学研究』 15 巻 1 号
- 山田俊男, 2005, 「東アジア諸国とのとわが国農業者の考え方」 経済連携国民会議シンポジウム報告, 1月19日, 全国農協中央会, <http://www.keizairenkei.jp/n050119-01-02.pdf>
- 山本博史, 2004, 「タイのプロイラー産業 —— FTA 交渉と鳥インフルエンザ問題のなかで ——」 『農林金融』 7月号
- 山下一仁, 2004, 『国民と消費者重視の農政改革 —— WTO・FTA 時代を生き抜く農業戦略』 東洋経済新報社
- , 2005, 「FTA・WTO 交渉と日本の農政改革」 『技術と普及』 4月号, <http://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/yamashita/20.html>
- 渡辺利夫編, 2004a, 『東アジア市場統合への道 —— FTA への課題と挑戦』 勁草書房
- 編, 2004b, 『東アジア経済連携の時代』 東洋経済新報社
- 厳善平, 2005, 「中国における『三農問題』の動向および三農政策の新しい展開」 財務総合研究所中国研究会, 12月21日, http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kouryu/h17/chu17_03c.pdf
- 阮蔚, 2002, 「中国の対米輸入拡大で強まる対日輸出拡大の圧力 —— 日・米・中農産物貿易関係」 『農林金融』 12月号
- , 2003, 「WTO 加盟後の中国における日系食品企業の動き —— 幅広い業界の投資加速と中国市場の開拓 ——」 『農林金融』 11月号
- 銭小平, 2004, 「中国の対外貿易戦略における農産物輸出」 農水省『アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』, <http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/16/asia04.pdf>
- FAO, 2005, *The State of Food and Agriculture 2005*, at http://www.fao.org/es/esa/en/pubs_sofa.htm, なお抄訳『世界食料農業白書 2005』は, <http://www.fao.or.jp/news/documents/2005.12.07.pdf>
- OECD, 2001, *Multifunctionality towards an analytical framewok* (邦訳『OECD リポート 農業の多面的機能』家の光協会, 2004)

【付記】小論は、日本福祉大学 COE 「福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点」による研究成果の一部である。